

令和4年度第4回狛江市市民福祉推進委員会 アジェンダ

◇開催日時・場所

令和5年2月28日（火） 午後7時00分から午後8時30分まで
ハイブリット方式で開催（会場 防災センター401・402 会議室）

◇参加者

構成員：狛江市市民福祉推進委員会委員
事務局：福祉政策課

◇目的

- ・ 狛江市第4次地域福祉計画令和3年度進捗管理報告書についてご報告する。
- ・ 市民意識調査の実施状況等についてご報告する。

◇議題内容・進行予定

議題	項目	ポイント・成果	手法・資料	割当時間
1	報告 狛江市第5次地域福祉計画等の策定について（諮問）の訂正について	狛江市第5次地域福祉計画等の策定について（諮問）の訂正について報告する。	資料1	5分
2	報告 狛江市第4次地域福祉計画令和3年度進捗管理報告書について	狛江市第4次地域福祉計画令和3年度進捗管理報告書の確定版を配布する。	資料2	5分
3	報告 市民意識調査について	調査票（最終版）を配付するとともに、速報値等について報告する。	資料3 ～ 資料7	65分
4	報告 新規事業等について	地域支援生活拠点、基幹相談支援センター及び多世代・多機能型交流拠点（ふらっとなんぶ）について報告する。	資料8	10分
	その他	前回の会議録（案）の確認を依頼する。 令和5年度の会議について確認する。	資料9 資料10	5分

狛福政発第 000207 号
令和 4 年 7 月 25 日

狛江市市民福祉推進委員会
委員長 宮城 孝 様

狛江市長 松原 俊雄

狛江市第 5 次地域福祉計画案等の策定について（諮問）

狛江市福祉基本条例（令和 2 年条例第 8 号）第 32 条第 2 項第 2 号に定めるところにより、下記の事項について貴委員会の意見を求めます。

記

- ・ 狛江市第 5 次地域福祉計画案、狛江市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（第 9 期介護保険事業計画相当部分を除く。）案、狛江市障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画案、狛江市第 2 期成年後見制度利用促進事業計画案及び狛江市第 2 次重層的支援体制整備事業実施計画案の策定について

「狛江市第 1 期再犯防止推進計画案」は狛江市再犯防止推進計画策定検討委員会で諮問するため削除。

あいとぴあレインボープラン
粕江市第 4 次地域福祉計画
進捗管理

令和 3 年度報告書

目次

序章	はじめに	1
1	進捗管理	3
2	本報告書の構成	3
3	進捗評価の方法	3
4	進捗評価の流れ	6
第1章	進捗管理シート	7
第2章	委員会からの意見シート	15

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、令和2年3月にあいとぴあレインボープラン（狛江市第4次地域福祉計画）（以下「本計画」という。）を見直し、「みんなで支え合いともに暮らすまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念とし、この基本理念を踏まえた3つの基本目標を設定いたしました。

そこで、本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会で、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

2 本報告書の構成

（1）進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規及び拡充し実施する事業について、当該年度に実施したことを「Do（実行）」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3（2）で示す基準に従い「Check（評価）」の欄に、（2）で記載した課題を踏まえた当該事業の改善点を「Act（事業を実施するに当たっての課題及び改善点）」の欄に記載します。

（2）委員会からの意見シート

（1）の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映させてまいります。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会での議論、検討を行い、下記のとおりの評価基準とします。

（1）評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

評価基準	評価指標
A (進捗している)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた
B (現状維持)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた
C (あまり進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた
D (全く進捗していない)	当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例①】施策1に係る4つの事業の令和3(2021)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和3年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業 a	達成	達成	-
	事業 b	未達成	-	-
	事業 c	未達成	-	-
	事業 d	達成	-	-

この場合、事業 a については、令和4(2022)年度まで年次目標までの前倒しで達成していますが、この点は評価に入れません。事業 a から事業 d までの令和3(2021)年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとなります。

【例②】その後、施策1に係る4つの事業の令和4(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和4年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業 a	達成	達成	-
	事業b	未達成	達成	-
	事業c	未達成	未達成	-
	事業d	達成	達成	-

この場合、令和4(2022)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及び事業dの年次目標が単年度の年次目標であり、次年度に遡って実施できない年次目標の場合には、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況は評価から外します。

その結果、事業aから事業dまでの令和4(2022)年度までの達成率は4/6で66.6%となりますので、評価はBとなります。

【例③】その後、施策1に係る4つの事業の令和5(2023)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

		令和5年度の年次目標の達成状況		
		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
施策1	事業 a	達成	達成	達成
	事業b	未達成	達成	達成
	事業c	達成	達成	達成
	事業d	達成	達成	未達成

この場合、令和5(2023)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度及び令和4(2022)の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及びdの評価については、例②の場合と同様です。なお、事業cについては令和5(2023)年度に令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の年次目標も達成できましたので、その点も評価に加えます。

その結果、事業aから事業dまでの令和5(2023)年度までの達成率は7/8で87.5%となりますので、評価はAとなります。

4 進捗評価の流れ

令和3年度の地域福祉計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会において進捗評価を審議し、確定いたしました。

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 市民福祉推進 委員会① </div>			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 市民福祉推進 委員会② </div>					<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 庁議 </div>		
担当課による自己評価		報告書（案）を審議			報告書(案)を確定					報告書 を報告	報告書を HP に公	

なお、今年度の進捗管理については、庁議への報告が遅れたことから、報告書を踏まえた予算要求ができませんでした。そのため、令和6年度から計画期間が開始される、狛江市第5次地域福祉計画に報告書の内容を反映させます。

第1章 進捗管理シート

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課 ²	頁 ³	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり								
	(1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築								
	①	【拡充】複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。						A	
	a		重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。	福 ⁴	58 126 220	-	重層的支援体制整備事業実施に向けた庁内関係部署、関係機関等との調整並びに地域共生社会推進会議及び市民福祉推進委員会での検討を行った。 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえた福祉基本条例の一部改正を行った。		関係機関等との情報共有等を進めるため、重層的支援体制整備事業実施マニュアルを作成し、周知徹底を図る等、事業が円滑に実施されるようにしていく。 引き続き、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築を進める。

² 「担当課」欄に複数課が記載されている場合は、黒背景白字が「主担当」、白背景黒字が「主担当以外の関係部署」とする。複数課を記載する場合の順序は、狛江市組織規則（平成20年規則第3号）別表第1の順序とする。

³ 「頁」欄の白背景黒字が「あいとぴあレインボープラン」の参照頁、黒背景白字が「第2期 こまえ子ども・若者応援プラン」の参照頁とする。

⁴ 福…福祉政策課

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり								
	(2) 新しい支援体制を支える環境整備								
	①	【拡充】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。						A	
	a	福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。	福	60 125 129 130 215	-	認知症予防講座の卒業生で組織されている市内3つの「絵本よみきかせ団体」の実践活動の場としてこまえくぼ1234のフリースペース利用を積極的に働きかけ、市民との交流を図った(年15回)。 こまえくぼ1234で、オンラインを活用した手話体験、点字体験を市民(小学生～大人)対象に実施した。新しい広報紙と屋外掲示、コマラジを活用してボランティア・市民活動に関する情報を発信した。		様々な団体等と調整を行い、地域での新しい活動の場や機会を確保する。 引き続き、市民が気軽に取り組める活動の実施及び情報の発信をし、福祉の担い手となる人材を確保する。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
1	多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり									
	(2) 新しい支援体制を支える環境整備									
	①	【拡充】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。								
	a	福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。	福	60 125 129 130 215	-	13名が福祉カレッジを受講し、全員が修了した。新たに「まちづくり活動でやってみたい企画のチラシづくり」のワークを加え、全受講生に具体的な企画をプレゼンしていただいた。講座後は笑顔サービス協力会員やあんしん狛江の支援員、福祉有償運送、町会等の地域活動等を始めた方もいた。 修了生向けの企画としてオンラインと会場のハイブリッドで「外国人への支援」をテーマとした講座を開催した。		今後は日常生活の中で、地域の困りごとを見つけ、対象者への声かけ、キャッチした内容をコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)や専門機関等へつなぐ仕組みについて検討していく。また、全ての日常生活圏域で、福祉カレッジ修了生を軸に福祉のまちづくり委員会の活動を活性化していく。		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容 (令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
1	多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり								
	(2) 新しい支援体制を支える環境整備								
	②	【拡充】コーディネーター人材を確保し、コーディネーター機能の強化を図ります。						A	
	a	生活支援コーディネーターを中心に地域資源を発掘し、ネットワーク化を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築を進めるコミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。日常生活圏域（3圏域）ごとに、地域の課題を持ち寄り、課題を共有し、その解決に向けて動き出す福祉のまちづくり委員会の設置を検討します。	福	61 127 135 221	-	コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）による地域づくりの一例として、地域の工務店の野外スペースで、市内コーヒ焙煎店の店主と本格コーヒーを提供するとともに、困りごとや気持ちを持ち出す機会となるカフェ企画を実施した。 【2時間：32名来場】		令和4年度からこまえ正吉苑エリアにCSWを配置し、市内全ての日常生活圏域において地域づくり、地域支援及び個別支援を行っていく。	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容 (令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
1	多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり									
	(2) 新しい支援体制を支える環境整備									
	②	【拡充】コーディネーター人材を確保し、コーディネーター機能の強化を図ります。							A	
	a	生活支援コーディネーターを中心に地域資源を発掘し、ネットワーク化を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築を進めるコミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。日常生活圏域（3圏域）ごとに、地域の課題を持ち寄り、課題を共有し、その解決に向けて動き出す福祉のまちづくり委員会の設置を検討します。	福	61 127 135 221	-	こまえ苑エリアでは令和3年8月から、あいとびあエリアでは令和4年1月から福祉のまちづくり委員会を組織し、こまえ正吉苑エリアでは令和4年1月から福祉のまちづくり委員会の試行実施をし、定例的に地域課題の討議を行っている。 福祉のまちづくり委員会（こまえ苑エリア）の活動として、災害時にスマートフォンを使った情報入手ができるよう「防災スマホ教室」の自主開催をし、2日間で延べ59名が参加した。		令和4年度からこまえ正吉苑エリアに福祉のまちづくり委員会を組織する。各エリアの課題を分析するため、福祉のまちづくり委員会で実施する地域アセスメントのテーマを決定する。 また、住民懇談会等により、委員以外の視点を含めた課題把握をしていく。		

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)
	大	小							
2	ともに生きる豊かな地域づくり								
	(3) 市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援								
	①	【拡充】地域づくりを進めるための人材育成と民間資源の確保の支援について取り組みます。						B	
	a	地域づくりにおける官民協働を促進するため、ソーシャル・ビジネスの担い手となる人材を育成するとともに、市民等が主体的に地域生活課題を解決するための財源確保の手法としてクラウドファンディング等の民間財源の確保に向けた支援を引き続き行います。	福	72	-	<p>創業セミナー一定員を超える37名が受講し、創業スクールでは13名が全5講座を修了する等、地域における新たな事業の担い手創出のための支援を実施した。</p> <p>民間財団の補助金制度などを市内活動団体に情報提供する等、財源確保支援を実施した。</p> <p>民間財源の確保に向けた支援の検討を行った。</p>		<p>今後も人材育成を進めていく。</p> <p>民間財源の調査や情報共有を市内活動団体と行い、財源確保に努める。</p> <p>引き続き、クラウドファンディング等の民間財源の確保に向けた支援を検討していく。</p>	

基本 目標	施策		Plan (主な事業内容(令和3年度))	担当課	頁	指標	Do (実行)	Check (評価)	Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点)	
	大	小								
3	安心・安全に暮らせるまちづくり									
	(1) 防災・防犯体制の充実									
	②	【拡充】災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。					D			
	b	災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)の改正及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改定を受けて、福祉避難所の確保、運営体制等について必要な見直しを行います。	福	75 136 226	-	ガイドラインの改定内容を踏まえ、狛江市内の福祉・医療関係団体関係者にご協力いただきながら狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの改定について検討を行ったが、狛江市避難行動要支援者避難支援連絡協議会(以下「協議会」という。)における協議には至らなかった。		令和5年度の「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン改定」に向けて早期にプラン改定素案について協議会で協議を行う。当該協議結果を踏まえて、令和5年度から上位計画である地域防災計画の改定作業と連携を図りながら、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン改定に向けた検討を引き続き行う。		

第2章 委員会からの意見シート

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり		
	(1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築		
	①	【拡充】複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	<p>・重層的支援体制の整備に向けた市の積極的な取組みは大変評価できる。これからは、この事業の仕組みや利用の仕方等を生活課題を抱える市民に向けて分かりやすく周知し、誰もが利用しやすい仕組みとする工夫が必要である。</p> <p>・重層的支援体制整備事業は、市役所内だけでなく、複数の関係機関が関わることとなる事業のため、マニュアルを作成し共通理解を図ることは重要である。マニュアルの作成に当たっては進捗管理評価にも活用できるような分かりやすいものを作成し、委員にも配布していただきたい。</p> <p>・地域共生社会の実現のために、いち早く市条例を改正した点は評価できる。</p>
	(2) 新しい支援体制を支える環境整備		
	①	【拡充】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。	<p>・福祉の担い手となる市民の確保・要請には、地域福祉への市民全体への一層の認識の進化が欠かせない。そうした意味で、福祉の担い手となる人材確保のための講座や、研修の機会を増やすとともに、年に2回程度は市民を広く対象とした地域福祉講演会や勉強会、市民懇談会などの開催も大切ではないだろうか。このような選択肢を増やすことで、更に興味を持ち、気軽に参加してみようと思う市民も増えていくのではないか。</p> <p>・講座を通しての人材育成と活動場所の開拓は、バランスよく実施するようお願いしたい。どちらかが先行しないよう、関係機関間の事前調整を実施して欲しい。</p> <p>・本計画において「福祉の担い手」をどのように捉えるのが再考を要すると思われる。「交流」や「体験」が福祉に触れる第一歩であることは間違いないが、「見守り合い」や「支え合い」等の具体的な活動を伴って初めて、市民を「福祉の担い手」と呼びうるのではないだろうか。「気軽さ」から一歩踏み込み、福祉の担い手としての具体的な活動に取り組む市民を育成するための工夫が、本施策で求められているのだと考える。</p>

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
1	多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり		
	(1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築		
	②	【拡充】コーディネーター人材を確保し、コーディネーター機能の強化を図ります。	<p>・「各エリアの地域診断」という言い方を、「各エリアの地域アセスメント」と言い換えるのが望ましい。地域の欠点を「診断」するのではなく、そのエリアの強み、特徴、社会資源、課題などに「アセスメント」して体系的にまとめて「見える化」してこそ、コーディネーター機能の強化が図られるものとする。</p> <p>・福祉のまちづくり委員会の活動と合わせて、コーディネーターの技量アップのための方策も考えていく必要がある。</p> <p>・地域の困りごとをコミュニティーソーシャルワーカーへつなぐ仕組みづくりも大切だが、地域住民が地域づくりに自発的に関与したくなるような意識づくりも重要とする。</p>

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
2	ともに生きる豊かな地域づくり		
	(3) 市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援		
	①	<p>【拡充】地域づくりを進めるための人材育成と民間資源の確保の支援について取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の委員会で、創業スクールを終了された13名の方のその後や、アフターケアについての報告をお願いしたい。また、支援の検討の内容や結果についても報告をお願いしたい。 ・創業セミナー、創業スクールについては、福祉分野に特化した講座の開講も検討の余地があるのではないか。 ・市民活動団体への働きかけも重要であるが、対象が限られるため、新たな関係者を増やす取組みを重視していただきたい。 ・一時的な情報提供だけでなく、ソーシャル・ビジネスに取り組む人材への伴走的な支援が可能となるよう、担当課と市民活動支援センター等との連携や役割分担が求められる。 ・民間財源の確保に向けた支援については、既にクラウドファンディングの研修も全国的には実施されており、単に「支援を検討していく」だけではなく、その手法を学ぶことのできる研修への参加に向けて情報提供と研修費用助成などを具体化すべきである。 ・営利追求型ではない、福祉分野のソーシャル・ビジネスの持続的な財源確保には、事業収入、官民の補助金、市民の寄付金等、収入源の複層化が必要であると考えられる。本施策においても、民間財源の情報収集と情報提供にとどまらず、地域密着型のビジネスが事業収入を得やすい地域循環型経済の仕組みづくり、市民の寄附文化の醸成等も課題として把握されることが望ましい。

基本 目標	施策		委員会からの意見
	大	小	
3	安心・安全に暮らせるまちづくり		
	(1) 防災・防犯体制の充実		
	②	【拡充】災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。	<p>・毎年繰り返される異常気象による災害のみならず、首都直下型地震の被害想定も最近の研究成果で明らかになる中で、この課題は喫緊のものである。早急に「協議会」での協議を行っていただきたい。また、準備を含め直ぐに取り組めることがあるのであれば、見直しと同時進行で取り組んでいただきたい。</p> <p>・定期的な防災訓練への参加とプラン改定を並行して進めるのは大変なことだと認識している。訓練の振り返りをプラン改定に活かしていただきたい。</p> <p>・特に水害時の避難体制について、もう少し具体的に検討する必要がある。</p> <p>・地域の一般避難所と福祉避難所の連携について考える必要がある。</p>

刊行物番号〇〇〇-〇〇

あいとぴあレインボープラン
(狛江市第4次地域福祉計画)

進捗管理

令和3年度報告書

令和●年●月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111 (代)

頒布価格

●円

市民意識調査票に関する市民福祉推進委員会からの意見について

資料3

令和4年11月29日に開催した、市民福祉推進委員会でご議論いただきました内容を、以下のとおり取りまとめましたので報告いたします。

番号	調査票	項目	設問No.	ご意見	回答
1	共通			LINEユーザーでない市民も回答できるよう、LINEでの通知の他、市HPでの周知と回答先URL掲載もお願いしたい。（調査の正確性を乱すなりすましでの回答等は認められない等の記載をしていただければ良い。）	LINEでは調査ページのリンクをお送りします。市のホームページにも掲載させていただきます。
2	共通			回答に必要な時間が、説明文の中に書いてあると良い。	対応いたします。
3	共通			実現は難しいと思うが、アンケートを答えた方に抽選で何か当たるなど、副賞があると回答意欲が湧くのではないかな。	実現は難しいですが、今後の検討課題とさせていただきます。
4	共通			1人の方が複数回回答することを防止するシステムはあるか。	1つのIPアドレスにつき回答可能回数は1回となります。
5	共通			前回の調査項目から外した項目について、本当に外して良いのか、再度確認した方が良い。特に子ども調査は従前調査と全く別の調査になっている。今まで追ってきた調査項目を聞かなくても良いのか。	子ども調査について、ヤングケアラー及びひきこもりに重心を移した調査としておりますことから大幅に内容を修正いたしました。
6	共通			内容が前回と異なる調査になっているため、調査趣旨や変わったところの説明等、前置きがあると良い。	趣旨説明を加えさせていただきます。
7	市民一般			回答者が何のためのアンケートなのか分かるように説明があると良い。	趣旨説明を加えさせていただきます。
8	市民一般			調査数が多いため、途中で回答をやめてしまう人もいないか。回答意欲が湧くように、アンケートの趣旨説明等があると良い。	趣旨説明を加えさせていただきます。
9	市民一般			項目41（前々回）のように、市民に意見を聞く設問があった方が良い。	設問数の関係上、加えないこととしました。
10	市民一般	<A>本人の基本情報	問1	高齢者の年代別のデジタルデバイドを調査する意味でも、選択肢に「80代以上」を加えても良いように思った。	「80代以上」を加えました。
11	市民一般	<A>本人の基本情報	問1	70歳以上人口の割合が大きいようなら、70代と80代以上に細分化した方が良い。	「80代以上」を加えました。
12	市民一般	<A>本人の基本情報	問3	選択肢の順番として、1→3→2→4のほうが不自然でないように思う。	対応いたしました。
13	市民一般	<A>本人の基本情報	問4	「配偶者」とまでは呼べない恋人との同棲や、友人とシェアハウスをしている若者もいるかと思う。選択肢10として「恋人・友人」を加えても良いように思う。	対応いたしました。
14	市民一般	<A>本人の基本情報	問11	選択肢6は「人とのコミュニケーションに『情報通信機器』は使っていない」としたほうが丁寧かと思う。	対応いたしました。
15	市民一般	<A>本人の基本情報	問11	あなたがコミュニケーションを「する」際に→「とる」際に、に変更すべき。	対応いたしました。
16	市民一般	社会的孤立・孤独について		大テーマ名が「社会的孤立・孤独」だと自分とは関係のないテーマと捉える方が多いのではないかな。「<D>外出（ひきこもり）の状況について」のように、長短を併記した方が良い。例：「社会とのつながり・社会的孤立について」など。	対応いたしました。

番号	調査票	項目	設問No.	ご意見	回答
17	市民一般	社会的孤立・孤独について	問16	選択肢8として「地域のサロンや居場所」のように2・5とはやや異なる地域参加の機会についても選択肢に加えても良いように思った。（南部の拠点ができることで今回調査よりも次回調査のほうが回答者が増えることを期待したい。）	対応いたしました。
18	市民一般	社会的孤立・孤独について	問17	孤独について尋ねる質問かと思うが、「さみしい気持ち」についてももう少し具体的に記述したほうが回答しやすいように思う。	「孤独感」と追記いたしました。
19	市民一般	<D>外出（ひきこもり）の状況について		現状、ひきこもり状態の定義のみ記載されているが、ひきこもり状態の方が回答しやすいよう、調査の趣旨と市としてひきこもりの方への取り組みを進めている旨を明記した方が良い。	対応いたしました。
20	市民一般	<D>外出（ひきこもり）の状況について		「本アンケートにおけるひきこもり状態にある方とは…」の①について、「仕事・学校・家庭以外の人との交流などの社会参加ができない状態」という表記が誤読を招く恐れがある（「仕事・学校・家庭」以外の人との交流がない状態とも読める）ため、問20に記載のとおり「仕事や学校に行かず、家庭以外の人との交流などの社会参加ができない状態」という表記で良いように思った。	厚労省の定義を記載いたしました。
21	市民一般	<D>外出（ひきこもり）の状況について	問20で「1 いる」と回答した方へ	「疑い」を「可能性」、「者」を「方」に替えるなど、当事者の方が回答する時に不快感や疎外感を感じにくい表記にしていただけると良い。	対応いたしました。
22	市民一般	<D>外出（ひきこもり）の状況について	問20で「1 いる」と回答した方へ	者→方に変更すべき。	対応いたしました。
23	市民一般	<D>外出（ひきこもり）の状況について	問24	ひきこもり状態の方なので、外出状況が1～3に該当する方はいないのではないかと。	1～4について削除いたしました。
24	市民一般	<D>外出（ひきこもり）の状況について	問26	選択肢9で「発達障害」を1の「疾病や障がい(精神的なもの)」と区別した理由が気になる。発達障害がひきこもりのきっかけになると誤解を招くのではないかと。選択肢9は「性格的なもの」のみ（あるいは加えらしたら「発達上の特性」など）としても良いように思う。	性格的なもののみとしました。
25	市民一般	<D>外出（ひきこもり）の状況について	問26	選択肢10 事故や犯罪被害 に「加害」を加えた方が良い。加害者になったことがきっかけでひきこもり状態になる可能性があるため。	対応いたしました。
26	市民一般	<E>再犯防止について	問27	選択肢6 教諭師・7 篤志面接委員など市民は普段聞きなれていないのでルビがあった方が良い。	対応いたしました。

番号	調査票	項目	設問No.	ご意見	回答
27	市民一般	<E>再犯防止について	問28-2	「犯罪」を身近に感じていない市民にとっては、前置きなく犯罪に関する質問があると困惑したり、拒否反応が出る可能性がある。また調査目的も見えてこない。回答者にとって資料が不足しているため、前置きの説明等があると良い。	市内で頻発している犯罪を列挙し各犯罪に対する意識を確認いたします。
28	市民一般	<E>再犯防止について		再犯防止に福祉的支援が必要なことを、回答者がイメージできる資料等をアンケートに添付できると良い。	丁寧な説明をさせていただいた上で、設問の組み立て等を検討してまいります。
29	市民一般	<E>再犯防止について		回答者が再犯防止について身近に感じられるような前置きの説明があると良い。	丁寧な説明をさせていただいた上で、設問の組み立て等を検討してまいります。
30	市民一般	<F>避難行動要支援者支援について		「自動起動機能付きラジオ」の説明の最後の一文『「個別避難計画」とは、避難行動要支援者ごとに、要支援者について避難支援等を実施するための計画』の説明の位置づけが分かりづらい。（（５）から繋がる説明なのか、独立した説明なのか分かりづらい。）	logoフォームにおいて分かりやすく表現いたします。
31	市民一般	<F>避難行動要支援者支援について	問32-2	選択肢の四角が2つあるため、不要な方を削除して欲しい。	対応いたしました。
32	市民一般	<G>地域の支え合いについて	問39	選択肢3を回答した方に、施策に反映できるよう、何が阻害要因となっているか（休日に単発で気軽にできる活動程度であればできそうか、きっかけがないのか、有償ボランティアであれば取り組んでみたいか等）を尋ねたい。	成果指標を設定できるよう抽象的な設問を入れた経緯があります。いただいたご意見を踏まえ、こういった設問が適切なのか、コンサルと引き続き調整をしてまいります。
33	市民一般	<G>地域の支え合いについて	問38	現在、現役世代で泊江をより住みやすくしたいと芸術や商工業など分野を超えて地域活動（居場所づくりや地域を活性化するイベントの開催等）に企画・運営として取り組んでいる仲間がいるが、そうした現役世代の活動は「健康づくり活動や趣味等のグループ活動」とはやや異なるものである。（「お世話役」という言葉もややそぐわない。）高齢者のみならず現役世代も回答しやすい設問となるよう、「健康づくり活動や趣味等のグループ活動、地域課題の解決に向けた自主的なグループ活動」など、併記していただけると良い。	対応いたしました。
34	市民一般	<G>地域の支え合いについて	問39	どのような活動に取り組んでいきたいと考えているか等、回答者の考えを引き出す設問が最後にあると良い。	対応いたしました。
35	子ども市民			市内の学校現場への協力依頼は小学4年生-中学3年生で良いと思うが、回答者の対象を高校生世代まで広げ、LINE通知では高校生世代までの方は「子ども市民調査」にご協力いただくよう案内しつつ、市HP等からも回答できるようにしておくというのは運用上さほど難しくないように思う。（市内在住の生徒はさほど多くないと聞いているが可能であれば泊江高校にも協力を依頼。）回答数は多くないかもしれないが、高校生世代も調査対象としていることを打ち出すことは重要であるように思う。	子ども政策課の実施するアンケートにQRコードチラシを同封し調査に協力してもらう想定としております。

番号	調査票	項目	設問No.	ご意見	回答
36	子ども市民			調査の趣旨としても困難を抱える子どもの声を拾い上げることにあるかと思うため、学校に行けていない子どもが回答しやすい工夫もお願いしたい。(ゆうゆう教室での調査協力、スクールソーシャルワーカーやこまエールへの協力依頼など)	不登校児童はipadを持ち帰っているため調査は可能ですので対応いたします。
37	子ども市民			授業中には回答しづらい項目もあるかと思うため、自宅にタブレットを持ち帰れる工夫、こども同士のプライバシーに配慮しつつ回答できる工夫、個人が特定されることはないから正直に書いて大丈夫である旨の声掛けなどを現場の教師の方にはご努力いただければと思う。	各校に確認をし、持ち帰り対応ができる学校には持ち帰り後回答をいただけるよう依頼します。
38	子ども調査			中学三年生は受験シーズンのため、都立二次も終わった3月10日以降ならば落ち着いてアンケートに協力できるのではないか。対象を中学二年生に変更するのは難しいか。	できる限り児童・生徒・学校に負担とならないように設問及び運用を検討します。
39	子ども調査			何のためのアンケートなのか説明があると良い。	logoフォームにおいて説明を記載してまいります。
40	子ども調査			漢字が学習した内容以上のものが使用されている。学年習得レベルより多少易しい書き方であれば学習が遅れがちな子どもにも読みやすくなる。	ルビの対応を進めます。
41	子ども調査			「書類」は「プリント」にする等、表現を容易にしたほうが良い。 「新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛を除く」は子ども(特に小学4年)には理解しづらい。	表現等の見直しを行いました。
42	子ども市民			子どもが回答しやすいよう、絵を配置したりゲーム感覚で進められると良い。	LoGoフォームの仕様上、難しい部分もありますが、可能な限り答えやすいよう修正いたします。
43	子ども市民			学校に来ていない子にこそアンケートに答えて欲しいが、学校によってはタブレットを持ち帰らせていない可能性がある。全員がアンケートを答えられるように配慮が必要である。	No.36のとおり対応いたします。
44	子ども調査	I. あなたの基本情報について	問3	健康状態について「あまりよくない」「よくない」と回答した方には理由を聞いた方が良いのでは。	回答可能時間が限られるため設問数を増やすことについては見送らせていただきます。
45	子ども調査	II. ふだんの生活について	問6	(1)授業中に居眠りすることが多い 中3は問題ないが、小4は「居眠りすることがある」の方がベターでは。年齢的に、たまに居眠り、少し居眠りでも気になる。 (3)持ち物の忘れ物が多い 「持ち物」と限定せずわすれものが多いで良いと思う。 (6)修学旅行などの宿泊行事を欠席する 市内公立校では小学4年生までは宿泊行事がない(特別支援学級にはある)。中学生への設問のみで、修学旅行などの宿泊行事に参加しなかったことがある(体調不良をのぞく)が的確かと思う。 (9)友人と遊んだりおしゃべりしたりする時間が少ない 親しい友人が少ない/自由時間が少ない どちらともとれるのではないか。	表現の見直しを行いました。なお、(9)に関する肢については(7)の肢がございましたため問題は無いのではないかと考えます。

番号	調査票	項目	設問No.	ご意見	回答
46	子ども調査	Ⅱ.ふだんの生活について	問6	4 部活動や習い事を休むことが多い 中学3年生→部活動や塾・習い事 小学4年→塾や習い事	表現等の見直しを行いました。
47	子ども調査	Ⅱ. 普段の生活について	問7	梶川委員から指摘のあったとおり、ひきこもりではなく不登校傾向の設問に変え、内容をコンパクトにすると良い。不登校になったきっかけについては、「家庭環境による疲れや生活リズムの乱れ」を選択肢に加えると今回のアンケート主旨に合っていて良い。引き籠りと発達障がい結びつけるイメージを与えかねない設問は避けて頂きたい。当事者でありながら小中学生の年代では障がい告知を受けていない子どもも少なくなく、必然性なくこのワードを出さない方が良い。	表現等の見直しを行いました。
48	子ども調査	Ⅱ. 普段の生活について	問7	小中学生で「仕事」をしている者はほぼいないのではないかと思うので、「学校や習い事」などの記載が良い。また、フリースクールや地域の居場所には出かけるというお子さんもいるかと思う。	表現等の見直しを行いました。
49	子ども市民	Ⅱ. 普段の生活について	問7-3	小中学生のひきこもり状態とはすなわち不登校の状態であるため、問7-3の選択肢全般を見直していただきたい。文科省の不登校調査では最初に学校に行きづらいつと感じ始めたきっかけとして、「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「きっかけはわからない」「友だちのこと」等が多く回答されている。	表現等の見直しを行いました。
50	子ども調査	Ⅱ. ふだんの生活について	問7-3	選択肢10 事故や犯罪被害 に「加害」を加えた方が良い。加害者になったことがきっかけでひきこもり状態になる可能性があるため。	狛江市の刑法犯認知件数からしますと、「先生とうまくいかない」というような肢の方が意見が多いと思われることから修正いたしました。
51	子ども調査	Ⅲ. 悩みごとや支え合いについて		「支え合い」は子どもにあまり縁がないので「助けてくれる人や場所について」等が適切かと思う。	削除いたしました。
52	子ども調査	Ⅲ. 悩みごとや支え合いについて	問8	1 友人との関係のこと→小4「友だちのこと」 2 学業成績のこと→小4「勉強のこと」 3・4 →小4「しょうらいのこと」 5・7 →小4「家にお金がないこと」 6 塾(通信含む)や習い事ができない→小4「塾や習い事をやらせてもらえない」 8 自分と家族の関係のこと→小4「自分と家にいる大人やきょうだいとの関係」 9 家族内の人間関係のこと→中3「家族内の人間関係(両親の不仲、暴力など)」/小4「家にいる家族のこと」	表現等の見直しを行いました。
53	子ども調査	Ⅲ. 悩みごとや支え合いについて	問8	6 塾(通信含む)や習い事ができない サッカーがうまくならない、等の出来不出来ともとれる。	表現等の見直しを行いました。

番号	調査票	項目	設問No.	ご意見	回答
54	子ども調査	Ⅲ. 悩みごとや支え合いについて	問8	「10 病気や障がいのある家族のこと」のままでも良いと思うが、きょうだい児など障がい児／者のケアに両親が労力をとられて自分がケアされない悩みと、保護者の病気・障がいにより自らがケアされない、子どもがケアをしなければならない2つの可能性が含まれてしまう。親が発達障がいを含め精神疾患の場合、子どもには病気を秘匿したり本人も疾病や特性の自覚がない場合があり、小学4年生の設問では具体的に設問を変えるか「健康でない家族のこと」にしてはどうか。	障がい＝健康ではないともとられかねませんので、対応は見送らせていただきます。
55	子ども調査	Ⅲ. 悩みごとや支え合いについて	問10	選択肢に「プレーパークや地域の居場所」など、民間の子どもの居場所についても選択肢に含めていただけると良い。	使用頻度が低いと思われる店と入れ替えました。
56	子ども市民	Ⅳ. 家族のケアについて	問13	文科省の「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」では、大学生世代に「ケアをする人が現在はいないが過去にいた」という選択肢を設けている。今回の調査でも、中学生ぐらいになると、「現在はいないが過去にいた」というお子さんがいるかもしれないため、その選択肢も加えても良いのでは。問13-2以降の進め方は「いる」と回答した方と同様で良いと思う。	「過去にいた」を追加いたしました。
57	子ども調査	Ⅳ. 家族のケアについて	問13-2	回答の仕方が分かりづらい。	分かりやすく答えられるよう回答方法を見直します。
58	子ども調査	Ⅳ. 家族のケアについて	問13-5	〇はいくつでも、とあるが1つだけではないか。	表現等の見直しを行いました。
59	子ども調査	Ⅳ. 家族のケアについて	問16-2	選択肢10 所の人は「近所の人」ではないか。	表現等の見直しを行いました。

【調査1】 市民一般調査

資料 4

<A>本人の基本情報

問1 令和4年12月1日現在のあなたの年齢をお伺いします。(○は1つ)

1 10歳代	2 20歳代	3 30歳代	4 40歳代
5 50歳代	6 60歳代	7 70歳代	8 80歳以上

問2 お住まいの地域はどちらですか。(○は1つ)

1 和泉本町	2 中和泉	3 西和泉	4 元和泉
5 東和泉	6 猪方	7 駒井町	8 岩戸南
9 岩戸北	10 東野川	11 西野川	12 その他()

問3 あなたの現在の婚姻状況をお答えください。なお、「配偶者」には事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合を含めます。(○は1つ)

1 未婚	2 配偶者あり	3 死別	4 離別
------	---------	------	------

問4 あなたと同居している人をお答えください。なお、「配偶者」には事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合を含めます。(○はいくつでも)

1 配偶者	2 子	3 子の配偶者
4 実父	5 実母	6 配偶者の父・母
7 孫	8 祖父・祖母	9 兄弟
10 他の親族(曾祖父母・ひまご・おじ・おば・おい・めいなど)		
11 その他の人(ホームステイをしている人など)		
12 恋人・友人		
13 同居している人はいない → 次のページの問7へ		

【問4で「1」～「12」と回答した方へ】

問5 あなたと同居している人は合計で何人ですか。あなた以外の人数をお答えください。(○は1つ)

1 1人	2 2人	3 3人	4 4人	5 5人以上
------	------	------	------	--------

【問4で「1」～「12」と回答した方へ】

問6 あなたと同居している人のうち、収入を得ている人は合計で何人ですか。あなた以外の人数をお答えください。(○は1つ)

1 1人	2 2人	3 3人	4 4人	5 5人以上
6 収入を得ている同居人はいない	7 わからない			

【再び、全員の方へ】

問7 あなたが最後に卒業した学校又は現在、在学している学校をお答えください。(○は1つ)

1 小学・中学	2 高校(旧制中学校を含む)	3 専門学校
4 短大・高専	5 大学	6 大学院
		7 その他()

問8 あなたの現在の仕事をお答えください。(○は1つ)

1 正規の職員・従業員	2 派遣社員
3 パート・アルバイト(学生アルバイトを除く)	4 契約社員・嘱託
5 会社などの役員	6 自営業主
7 家族従業者・内職	8 学生・生徒
9 仕事をしていない(仕事を探している)	10 仕事をしていない(仕事を探していない)
11 その他()	

問9 あなたの現在の住まいをお答えください。(○は1つ)

1 持ち家(一戸建)	2 持ち家(マンションなどの共同住宅)
3 民営の賃貸住宅	4 都道府県・市営の賃貸住宅
5 都市再生機構(UR)・公社などの賃貸住宅	6 給与住宅(社宅・公務員住宅など)
7 会社・学校等の寮・寄宿舎	8 わからない
9 その他()	

問10 あなたの世帯の 2022(令和4)年における年間収入(税・社会保険料込み)をお答えください。自営業の場合には営業利益(税込み)をお答えください。(○は1つ)

1 100万円未満	2 100~199万円
3 200~299万円	4 300~399万円
5 400~499万円	6 500~699万円
7 700~999万円	8 1000~1499万円
9 1500万円以上	10 わからない

問11 あなたがコミュニケーションをとる際にお使いの情報通信機器をお答えください。(○はいくつでも)

1 固定電話・FAX
2 携帯電話・スマートフォン
3 タブレット型端末
4 パソコン
5 その他の通信機器(インターネットに接続できるゲーム機等)
6 人とのコミュニケーションには「情報通信機器」を使っていない

 社会とのつながり・社会的孤立について

社会的孤立は次の4つリスクがあるものとされています。

そのため、本調査で市民の社会的孤立の状況を把握し、このようなリスクを回避し、必要な支援を行ってまいります。

①自分自身からの疎外（自己認知不全） ⇒不安さえ感じられない（大丈夫です、と答える若者） ⇒当事者主体が成立しない ⇒自己認知には他者が必要
②生きる意欲や働く意欲の低下 ⇒人は何のために働くのか・・・お金、食べるため（外発的動機） ⇒人は誰のために働くのか・・・愛する人のため（他者志向的動機）<重要>
③社会的サポートとつながらない ⇒どれだけ良い制度を創ってもつながらないと無いと同じ
④対処の遅延で問題深刻化・意欲一層低下⇒社会保障費の増大

「社会的孤立の実態・要因等に関する調査分析等研究事業報告書(2021(令和3)年4月 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)」P19 より

問 12 あなたと同居していない家族や友人たちとのコミュニケーション頻度について、①～⑤ごとにそれぞれお答えください。また、あなたと同居している人がいる場合、その人とのコミュニケーション頻度についてもお答えください。(①～⑤について、それぞれ○は1つだけ)

(1)【同居していない家族や友人たちとのコミュニケーション頻度】

	上	1. 週 4 ～ 5 回 以	度 2. 週 2 ～ 3 回 程	3. 週 1 回 程 度	程度 4. 2 週 間 に 1 回	5. 月 1 回 程 度	6. 月 1 回 未 満	7. 全 く な い
① 直接会って話す	1	2	3	4	5	6	7	
② 電話(ビデオ通話を含む)	1	2	3	4	5	6	7	
③ 郵便や FAX	1	2	3	4	5	6	7	
④ SNS(LINE によるチャットなど)	1	2	3	4	5	6	7	
⑤ 電子メールやショートメール	1	2	3	4	5	6	7	

(2)【同居している人たちとのコミュニケーション頻度】

(同居している人がいる場合にお答えください。)

	上	1. 週 4 ～ 5 回 以 上	2. 週 2 ～ 3 回 程 度	3. 週 1 回 程 度	4. 2 週 間 に 1 回 程 度	5. 月 1 回 程 度	6. 月 1 回 未 満	7. 全 く な い
① 直接会って話す		1	2	3	4	5	6	7
② 電話(ビデオ通話を含む)		1	2	3	4	5	6	7
③ 郵便やFAX		1	2	3	4	5	6	7
④ SNS(LINEによるチャットなど)		1	2	3	4	5	6	7
⑤ 電子メールやショートメール		1	2	3	4	5	6	7

問13 あなたは次に挙げる①～⑩の事柄で頼れる人はいますか。また、「1 いる」と答えた方にお聞きます。それはだれですか(あてはまる番号すべてに○をつけてください)。

事柄	頼れる人はいますか	それは誰ですか					
		1. 家族・親	2. 友人・知	3. 近所の	4. 職場の	5. 員・福祉の	6. 民生委
①子どもの世話や看病	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
②(子ども以外の) 介護や看病	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
③重要な事柄の相談	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
④愚痴を聞いてくれること	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑤喜びや悲しみを分かち合うこと	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑥いざという時のお金の援助	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑦日頃のちょっとしたことの手助け	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑧家を借りる時の保証人を頼むこと	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑨福祉施設や病院等に入所・入院する際に身元保証人を頼むこと	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6
⑩成年後見人等を頼むこと(*)	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4	5	6

*様々な理由で判断能力が十分ではない方々は財産管理や福祉サービス等の利用契約など1人で行うことが難しいことがあります。また、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

問 14 あなたは現在、行政機関や NPO 等の民間団体から、困りごとに対する支援(対価を直接支払うものを除く。)を受けていますか。(○は1つ)

1 受けている	2 受けていない	3 わからない
↓	└─▶ 問 14—4へ	└─▶ 問 15 へ

【問 14 で「1 受けている」と回答した方へ】

問 14—2 あなたはどこから支援を受けていますか。(○は1つ)

1 行政機関(国や自治体)	2 社会福祉協議会
3 NPO 等の民間団体・ボランティア団体	4 自治会・町内会
5 その他()	

【問 14 で「1 受けている」と回答した方へ】

問 14—3 あなたはどのような支援を受けていますか。(○は1つ)

1 経済的な支援(給付や貸付等)	2 現物提供等の支援(食料品・日用品の提供)
3 人的な支援(世話や介護)	4 相談支援(助言や情報提供等)
5 その他()	

【問 14 で「2 受けていない」と回答した方へ】

問 14—4 その理由をお答えください。(○はいくつでも)

1 支援が必要でないため	2 支援が必要だが、我慢できる程度であるため
3 支援の受け方がわからないため	4 支援を受けるための手続きが面倒であるため
5 支援を受けるのが恥ずかしいと感じるため	6 支援を受けると相手に負担をかけるため
7 支援を申し込んだが断られたため	8 その他()
(支援対象外の場合を含む)	

問 15 あなたは、①～④の人が、次に挙げる 1 から 7 の事柄について助けを必要としているときに、それらの事柄をしますか(○はいくつでも)。

	1 子ども もの世話 や看病	2 (子ども も以外 の)介護 や看病	3 重要 な事柄の 相談	4 愚痴 を聞くこ と	5 喜び や悲しみ を分かち あうこと	6 いざ という時 のお金の 援助	7 日頃 のちょっ とした手 助け	8 1～7 のことは しない
① 家族・親族	1	2	3	4	5	6	7	8
② 友人・知人	1	2	3	4	5	6	7	8
③ 近所の人	1	2	3	4	5	6	7	8
④ 職場の人	1	2	3	4	5	6	7	8

問 16 あなたは次に挙げる①～⑧の会やグループに参加していますか。(○はそれぞれ1つ)

	1. 1年以上前から参加している	2. この1年以内に新たに参加するようになった	3. 参加したいができない	4. 参加する予定はない
① 町会・自治会	1	2	3	4
② ボランティアや NPO	1	2	3	4
③ 宗教団体(檀家や氏子を含む)	1	2	3	4
④ PTA や保護者会	1	2	3	4
⑤ 趣味の会やスポーツクラブ	1	2	3	4
⑥ 職場内の会やグループ	1	2	3	4
⑦ 同じ学校出身者の会やグループ	1	2	3	4
⑧地域のサロンや居場所	1	2	3	4

問17 さみしい気持ち(孤独感)を日頃、感じますか。

1 とても感じる	2 やや感じる	3 あまり感じない	4 感じない
----------	---------	-----------	--------

<C>感染症の影響について

問 18 新型コロナウイルス感染拡大により、人とのコミュニケーションにどのような変化がありましたか。①及び②について、それぞれお答えください。(①及び②について、それぞれ○はひとつだけ)

	1. 増えた	2. 変わらない	3. 減った
① 人と直接会ってコミュニケーションをとること	1	2	3
② 人と直接会わずにコミュニケーションをとること (例:手紙、電話、SNS、インターネットなど)	1	2	3

問19 新型コロナウイルス感染拡大により、日常生活にどのような変化がありましたか。①～⑤について、それぞれお答えください。(①～⑤について、それぞれ○はひとつだけ)

	1. 良くなった	2. まあ良くなった	3. 変わらない	4. やや悪くなった	5. 悪くなった
① 生活全体	1	2	3	4	5
② 家族との関係	1	2	3	4	5
③ 家族以外の親しい人との関係	1	2	3	4	5
④ 地域・社会とのつながり	1	2	3	4	5
⑤ 学習環境・職場環境(学び方・働き方を含む)	1	2	3	4	5

<D>外出(ひきこもり)の状況について

ひきこもり状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、社会的に孤立し、生きづらさを感じている方も多くいらっしゃいます。

市では、このような方々をしっかりと受け止め、安心して過ごせる場所があり、自らの役割を感じられる機会が得られるような地域社会を創ってまいりたいと考えております。

そのため、本調査でひきこもり状態にある方やそのご家族、周囲の方のお声を受け止め、皆さまのお声を踏まえて、より相談しやすい体制を構築し、必要な支援、施策を進めてまいります。

○ 本アンケートにおけるひきこもり状態にある方とは・・・

概ね 15 歳から 65 歳未満の者で、次に該当するような方

① 仕事や学校にいかず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせずに 6 か月以上続けて、自宅にひきこもっている状態の方

② 上記のような社会的参加ができない状態であるが、時々買い物などで外出することがある方

例) ・普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける

・普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する

※ ただし、いずれも重度の障がいや疾病等で外出できない方を除きます

問20 あなたやあなたの周りの方に「ひきこもり」の状態にある方(仕事や学校等に行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない方)はいますか。(○は1つ)

1 いる	2 いない	3 わからない
------	-------	---------

問 27 へ

【問20で「1 いる」と回答した方へ】

問 20-1 ひきこもり状態やその可能性のある方を把握している方にお聞きします。

- ・該当者が2人以上いる場合は、年齢の一番低い方についてお答えください。
- ・その方の状況や世帯について把握している範囲でお答えください。
- ・明確に分からない場合は、推察又は無記入で結構です。

問21 その方とあなたの関係を教えてください。(○は1つ)

1 (回答者)本人	2 家族	3 親族
4 学校、職場などの知人	5 近所の人	6 SNSなどで知り合った人
7 その他()		

問22 その方の年齢を教えてください。(○は1つ)

1 20歳未満	2 20歳代	3 30歳代
4 40歳代	5 50歳代	6 60歳代
7 70歳代	8 80歳以上	

問23 その方の交流の状況について、お答えください。(○は1つ)

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 家族ともほとんど会話がな | 2 家族と会話はするが、家族以外の人と交流がない |
| 3 人と会うことはほとんどないが、SNS、インターネット等を通じて人と交流している | |
| 4 趣味のために人と会うことはある | 5 近隣住民とは交流がある |

問24 その方はふだんどれくらい外出しますか(新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛を除く)。(○は1つ)

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 1 ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する | 2 ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける |
| 3 自室からは出るが、家からは出ない | 4 自室からほとんど出ない |
| 5 その他 | |

└─▶ 問26へ

【問24で1～4に○をつけた方のみにお伺いします】

問25 その方がその状態になってどのくらい続いていますか。(○は1つ)

- | | | | | |
|---------|----------|---------|--------|---------|
| 1 6カ月未満 | 2 6カ月～1年 | 3 1年～5年 | 4 5年以上 | 5 わからない |
|---------|----------|---------|--------|---------|

問26 その方がその状態になったきっかけは何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 疾病や障がい(精神的なもの) | 2 疾病や障がい(身体的なもの) |
| 3 失業・退職 | 4 受験や就職で失敗した |
| 5 学校や職場でのいじめや疎外感 | 6 不登校(小学校) |
| 7 不登校(中学校) | 8 不登校(高等学校) |
| 9 性格的なもの | 10 事故や犯罪 |
| 11 特にきっかけや理由はない | 12 きっかけがわからない |
| 13 その他 () | |

<E> 再犯防止について

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。この法律は、犯罪をした者が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としており、これまで刑務所や保護観察所などの国の機関が中心となって推進してきた再犯防止施策について、地方公共団体もその実施の責務を有することが明示されました。

犯罪をした人の中には、仕事や住む家がなく生活が不安定な人や、高齢・障がいにより福祉的支援を必要とする人もいます。犯罪をした人の再犯を防止し、立ち直りを実現するためには、刑務所等における取組だけでなく、出所後の地域社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て、息の長い支援を受けながら社会復帰していくことが必要であり、これにより、新たな犯罪被害者を作らない、ひいては、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を実現することができます。

問27 あなたは、再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。(○はいくつでも)

1 保護司	2 更生保護女性会	3 協力雇用主	4 BBS会*
5 更生保護施設	6 教諭師 <small>きょうかいし</small>	7 篤志面接委員 <small>とくしめんせついいん</small>	8 少年補導員
9 少年指導委員	10 少年警察協助力員	11 いずれも知らない	12 その他()

*BBS(Big Brothers and Sisters)会は、友愛とボランティア精神を基礎とし、非行のある少年や社会に適応できない子ども達に「兄」や「姉」のような立場で接し、同じ目の高さで一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のことをいいます。

問28 現在、あなたがお住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域だと思いますか。

1 思う	2 どちらかといえば 思う	3 どちらかといえば 思わない	4 思わない	5 わからない
------	------------------	--------------------	--------	---------

問29 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。

1 思う	2 どちらかといえば 思う	3 どちらかといえば 思わない	4 思わない	5 わからない
------	------------------	--------------------	--------	---------

【問29で「1 思う」、「2 どちらかといえば思う」と答えた方へ】

問29-2 協力したいと思います理由を教えてください。(○はいくつでも)

1 刑務所で反省し改善更生し罪を償ったから	2 犯罪をした人も地域住民の1人だから
3 高齢や障がいなど、犯罪をした背景があるかもし れないから	4 その人の再犯による犯罪被害を受けたくないから
5 地域の安全のため	6 地域貢献活動に興味があるから
7 わからない	8 その他()

問 29—3 どのような協力をしたいと思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--|---|
| 1 犯罪をした人に直接会って継続的に助言や援助をする | 2 協力雇用主(犯罪前歴を承知の上で雇用に協力する事業主)として犯罪をした人を雇用する |
| 3 更生保護施設(出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)にお金や品物などを寄付する | 4 再犯防止に関するボランティア活動に参加する |
| 5 広報・啓発活動に参加する | 6 インターネットを活用して広報・啓発活動の情報を発信する |
| 7 わからない | 8 その他() |

【問 29 で「3 どちらかといえば思わない」、「4 思わない」と答えた方へ】

問 29—4 協力したいと思わない理由を教えてください。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 1 自分や家族の身に何か起きないか不安だから | 2 犯罪をした人と、かわりを持ちたくないから |
| 3 犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから | 4 自分自身にメリットがないから |
| 5 具体的なイメージがわからないから | 6 時間的余裕がないから |
| 7 興味がないから | 8 犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから |
| 9 犯罪をした人に支援などするべきではないから | 10 わからない |
| 11 その他() | |

【再び、全員の方へ】

問 30 あなたは、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。(○は1つ)

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 両方とも聞いたことがある | 2 「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある |
| 3 「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある | |
| 4 両方とも聞いたことがない | 5 わからない |

【問 30 で「1 両方とも聞いたことがある」、「2 「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある」、「3 「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある」と答えた方へ】

問 30—2 どのようにして知りましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|--|
| 1 パンフレットやポスターで知った | 2 駅前でのイベントやシンポジウムに参加して知った |
| 3 テレビや新聞で知った | 4 ホームページや Twitter や LINE といった SNS などのインターネットで知った |
| 5 知人から聞いて知った | 6 わからない |
| 7 その他() | |

問 31 あなたは、再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--|---------------------------|
| 1 刑事司法関係機関(刑務所、少年院、保護観察所等)による一人ひとりの問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する | 2 仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる |
| 3 犯罪をした高齢者や障がい者を有する者などに対して、福祉制度の利用を促進する | 4 被害者の置かれた状況や心情を理解させる |
| 5 犯罪を地域の問題として捉え地域ぐるみで再犯防止に向けた支援をする | 6 気軽に相談できる相談先を設け孤立させない |
| 7 再犯をした場合の罰を重くする | 8 わからない |
| 9 その他() | |

問32 再犯防止のために、市は何をするべきだと思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--|--------------------------------|
| 1 再犯防止のための計画を策定する | 2 犯罪をした人を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する |
| 3 犯罪をした人の住居確保に向けた支援を行う | 5 住民に対して、再犯防止について広報・啓発活動をする |
| 4 犯罪をした人に対する支援ネットワーク(病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成)を作り社会的孤立を防ぐ | |
| 6 再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする | 7 わからない |
| 8 その他() | |

<F> 避難行動要支援者支援について

質問中の用語の意味は次のとおりです。

「自動起動機能付きラジオ」とは、 コマラジから送信された緊急信号を受信するとコマラジが自動選局された状態で自動起動するラジオです。



「避難行動要支援者」とは、次の方をいいます。

- (1) 75 歳以上のひとり暮らしの方
- (2) 75 歳以上のみの世帯(同居を含む。)の世帯員
- (3) 障害者手帳取得者
- (4) 要介護・要支援認定を受けている在宅生活者
- (5) 難病の指定を受けている方

「個別避難計画」とは、避難行動要支援者ごとに、要支援者について避難支援等を実施するための計画

問33 地震が発生したときや大雨が降っているときなど災害が発生するおそれがある場合、どのような手段で避難情報などを収集していますか。よく利用するツールをすべてお選びください。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| 1 テレビ(データ放送除く) | 2 テレビのデータ放送(dボタン) |
| 3 ラジオ | 4 常時携帯している情報端末
(スマートフォン・携帯電話など) |
| 5 常時携帯していない情報端末
(パソコン・タブレットなど) | 6 情報を収集していない |
| 7 その他() | |

問 34 市で自動起動機能付きラジオを個別避難計画を策定された避難行動要支援者に無償貸与していますが、あなたはラジオの貸与を希望しますか。(○は1つ)

- | | | | |
|------------|------------|-------------|---------|
| 1 無償なら希望する | 2 有償でも希望する | 3 既に貸与されている | 4 希望しない |
| 5 わからない | | | |

問35 あなたは下記の呼びかけ等により、避難を開始しますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------|
| 1 市職員、消防職員・団員、町内会役員等による避難
広報呼びかけ | 2 近所の人が避難を開始したことを確認したとき |
| 3 直接、誰かに避難を呼びかけられたとき | 4 あくまで自分で判断し避難する |
| 5 避難をしない | 6 その他() |

問 36 大地震などの災害が起こったときに、あなたは近隣に住む家族以外の避難行動要支援者のためにどのような助け合いや協力ができますか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 安否確認 | 2 安全な場所への避難の手助け |
| 3 災害状況や避難情報の伝達 | 4 家族や親族への連絡生活必需品の確保 |
| 5 一時的な保護 | 6 介護や手当て |
| 7 精神的ケア | 8 協力できない又は難しい |
| 9 わからない | 10 その他() |

【問36で「9 協力できない又は難しい」を選択した方へ】

問36-2 協力できない理由について、次のどれに該当しますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------------|------------------------|
| 1 近所付き合いがあまりない | 2 避難行動要支援者がどこにいるかわからない |
| 3 家族にもお年寄りや乳幼児等がいるので、近所ま
で手が回らない | 4 自分自身の身体が不自由 |
| 5 他人のことにあまり関わりたくない | 6 行政が直接支援すべきだと思う |
| 7 その他 | |

問37 避難行動要支援者の対策として、あなたは行政に何を期待しますか。特に重要だと思うものを2つまでお選びください。(○は2つまで)

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 1 自動起動機能付きラジオなどの普及 | 2 地域での協力体制づくりの支援 |
| 3 おむつややわらかい食べ物等避難行動要支援者
用生活支援用品を蓄える | 4 避難行動要支援者の世帯情報を活用し、緊急時の
対応活動を行う |
| 5 避難行動要支援者の世帯を訪問し、防災などの相
談にのる | 6 障がいのある方への配慮 |
| 7 避難所で必要な配慮がなされるよう啓発を行う | 8 避難行動要支援者も参加した防災・避難訓練を実
施する |
| 9 特にない | 10 その他() |

<G>地域の支え合いについて

問38 あなたは普段どの程度、ご近所づきあいをしていますか。(〇は1つ)

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 1 困ったときに、助け合える人がいる | 2 助け合うまではいかないが、親しく話をして
いる人がいる |
| 3 地域のお祭りや季節の行事などの活動の時だ
けつきあう | 4 つきあいはしているが、それほど親しくない |
| 5 会えばあいさつする程度 | 6 つきあいはほとんどない |

問39 あなたは、地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係が
必要だと思いますか。(〇は1つ)

- | | | |
|----------|------------|---------|
| 1 必要だと思う | 2 必要だと思わない | 3 わからない |
|----------|------------|---------|

問40 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動や地域住民の居場所作りやイベント
の企画を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、その活動に企画・運営(お世話役)として参
加してみたいと思いますか。(お世話役としての地域づくりへの参加意向)(〇は1つ)

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| 1 参加したい | 2 参加したくない | 3 わからない |
|---------|-----------|---------|

問41 あなたは、今後、地域活動・ボランティア活動等に取り組んでいきたいと考えていますか。

(〇は1つ)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 できるだけ、取り組んでいきたい | 2 機会があれば、取り組んでもよい |
| 3 取り組みたいが、できない | 4 あまり取り組みたくない |

問41-2 地域活動・ボランティア等で取り組みたいことなどがありましたら、ご自由にお書きくださ
い。

----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
--

調査にご協力いただきありがとうございました。

記入漏れがないかどうか確認画面でお確かめの上、

令和5年1月31日(火)までに登録を完了してください。

【調査2】^{ちようさ}子ども^{こども}市民^{しみん}調査^{ちようさ}(小学生)I. あなたの^{きほんじょうほう}基本情報について

問1 あなたの^{がくねん}学年^{おしえて}を教えてください。

()年生(プルダウン選択)

問2 ^{いま}今、^{いっしょ}一緒に^{さん}住んで^{かぞく}いる^{おしえて}家族^{ばんごう}について教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 おかあさん | 2 おとうさん |
| 3 おばあさん | 4 おじいさん |
| 5 あに・あね ⇒()人 | 6 おとうと・いもうと ⇒()人 |
| 7 その他() | |

問3 あなたの^{けんこうじょうたい}健康状態^{おしえて}について教えてください。

- | | |
|--------|-----------|
| 1 よい | 2 まあよい |
| 3 ふつう | 4 あまりよくない |
| 5 よくない | |

Ⅱ. なやみごとや^{ささえあい}支え合いについて

問4 今、^{こま}悩んだり^{ばんごう}困ったりしていることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1 ^{とも} 友だちとの ^{かんけい} 関係のこと	2 ^{せいせき} 成績のこと
3 ^{しょうらい} 将来のこと	4 ^{ぶかつどう} 部活動(学校外でのクラブ活動をふくむ)のこと
5 ^{がっこうせいかつ} 学校生活に ^{ひつよう} 必要 ^{かね} なお金のこと	6 ^{せいかつ} 生活に ^{ひつよう} 必要 ^{かね} なお金のこと
7 ^{じゅく} 塾(通信含む)や ^{ならいごと} 習い事に通えないこと	8 ^{じぶん} 自分と ^{かぞく} 家族との ^{かんけい} 関係のこと
9 ^{かぞくない} 家族内の ^{にんげんかんけい} 人間関係のこと(両親の仲が良くな	10 ^{びょうき} 病気や ^{しょう} 障がいのある ^{かぞく} 家族のこと
いなど)	12 特にない
11 ^{じぶん} 自分のために ^{つかえるじかん} 使える時間 ^{すくない} が少ないこと	
13 ^た その他()	

問5 あなたの^{しんぱいごと}心配事や^{なやみ}なやみを^{きい}聞いてくれる人^{ひと}はだれですか。(○はいくつでも)

1 おかあさん・おとうさん	2 あに・あね・おとうと・いもうと
3 おばあさん・おじいさん・おばさん・おじさん	4 ^{がっこう} 学校や ^{じゅく} 塾などの ^{せんせい} 先生
5 ^{とも} 友だち	6 ^{きんじょ} 近所や ^{じどうかん} 児童館などの ^{おとな} 大人
7 ネットで ^{しりあつ} 知り合った ^{ひと} 人	8 そのような ^{ひと} 人はいない
9 ^た その他()	

問6 ほっとできる「居場所」はどこですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|--|---|
| 1 自分 <small>じぶん</small> の家 <small>いえ</small> (リビングなど) | 2 自分 <small>じぶん</small> の部屋 <small>へや</small> |
| 3 親 <small>しん</small> せき <small>せき</small> の家 <small>いえ</small> | 4 友 <small>とも</small> だち <small>だち</small> の家 <small>いえ</small> |
| 5 学校 <small>がっこう</small> | 6 部 <small>ぶ</small> 活動 <small>かつどう</small> (学校外でのクラブ活動 <small>かつどう</small> をふくむ) |
| 7 塾 <small>じゅく</small> や習 <small>ならい</small> い事 <small>ごと</small> | 8 公園 <small>こうえん</small> |
| 9 図書館 <small>としょかん</small> ・児童館 <small>じどうかん</small> ・地域 <small>ちいき</small> センター | 10 プレーパークや地域 <small>ちいき</small> の居場所 <small>いばしょ</small> |
| 11 ない(わからない) | 12 その他 <small>た</small> () |

問7 ふだんせいかつの生活なかの中で特に重要とくにじゅうようだと思うことは、次のうちどれですか。(3つまで〇)

- | | |
|--|--|
| 1 家 <small>いえ</small> のことを心配 <small>しんぱい</small> せずに、行 <small>い</small> きたい学校 <small>がっこう</small> などへ進 <small>しんがく</small> 字 <small>がく</small> できること | 2 暴力 <small>ぼうりょく</small> や言葉 <small>ことば</small> や態度 <small>たいど</small> で傷 <small>きず</small> つけられないこと |
| 3 出 <small>だ</small> した意見 <small>いけん</small> がきちんと聞 <small>き</small> いてもらえること | 4 学校 <small>がっこう</small> でわかりやすく教 <small>おし</small> えてもらうこと |
| 5 自分 <small>じぶん</small> のやりたいこと(スポーツ・音楽 <small>おんがく</small> ・ファッション・趣味 <small>しゅみ</small> など)に取 <small>とり</small> 組 <small>く</small> めること | 6 自分 <small>じぶん</small> の意見 <small>いけん</small> をきちんと言 <small>い</small> えること |
| 7 障 <small>しょうがい</small> がいのある子 <small>こ</small> どもが差 <small>さ</small> 別 <small>べつ</small> されないこと | 8 男 <small>おとこ</small> の子 <small>こ</small> 、女 <small>おんな</small> の子 <small>こ</small> で差 <small>さ</small> 別 <small>べつ</small> されないこと |
| 9 出身国 <small>しゅっしんこく</small> や肌 <small>はだ</small> の色 <small>いろ</small> で差 <small>さ</small> 別 <small>べつ</small> されないこと | 10 安心 <small>あんしん</small> できる場 <small>ばしょ</small> 所で休 <small>やす</small> む時間 <small>じかん</small> を持 <small>も</small> てること |
| 11 自由 <small>じゆう</small> に遊 <small>あそ</small> ぶこと | 12 自由 <small>じゆう</small> にグ <small>ぐ</small> ル <small>る</small> ー <small>ー</small> プ <small>ぷ</small> をつくり、集 <small>あ</small> つ <small>つ</small> ま <small>ま</small> れること |
| 13 家族 <small>かぞく</small> と一 <small>いっ</small> しょ <small>しょ</small> に仲 <small>なか</small> 良 <small>よく</small> く喜 <small>くら</small> すこと | 14 その他 <small>た</small> |

問4 で1～11 を回答かいとうされた方かた → 以下いかを表示ひょうじ

悩なやみやつらい気き持もちちなどがあれば、

学校がっこうのスクスクールールカカウンウンセセララーーや「チャチャイルドイルドララインイン」(フフリリーーダダイイヤヤル 0120-99-7777、チャット
<https://childline.or.jp/chat/start>)、

担たん任にんの先せん生せいや、狛こま江え市し教きょう育いく支し援えんセせンんタたー03-3430-1411 に相そう談だんしてしてみみててくくだださい。

Ⅲ. 家族のケアについて

問8 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。(ここで「お世話」とは、家族にケアが必要な人がいる場合に、大人がするような家事や家族の介護などをすることです。)

1 いる ・ 過去にいた

2 いない ⇒ 質問はこれで終わりです。「確認(登録)画面へ進む」へ進んでください。

【ここからは、問8で「1 いる・過去にいた」と回答した方にお聞きします。】

問9 お世話を必要な方の状況やあなたが行っているお世話について教えてください。お世話を必要な方が2人以上いる場合はそれぞれの方についてお答えください。

①お世話を必要な方の状況を教えてください。

【お世話を必要な方】

- ① おかあさん ② おとうさん ③ おばあさん ④ おじいさん
⑤ あに・あね・おとうと・いもうと ⑥ その他

【お世話を必要な方の番号を括弧内に全て選択(記入)してください。】

- 1 年をとっている() 2 まだ若い()
3 体に障がいがある() 4 知的能力が低い()
5 気持ちが落ち込んだり、不安になったり、パニックになったりする(こころの病気)() 6 お酒やギャンブルなどがやめられない(依存症)()
7 5・6以外の病気() 8 日本語が苦手()
9 その他() 10 わからない

②あなたが行っているお世話の内容を教えてください。(あてはまる番号すべて選択してください。)

1 家事(食事の準備や掃除、洗濯)()	2 あに・あね・おとうと・いもうとの世話や学童・保育所などへの送り迎えなど()
3 身体的な介護(お風呂やトイレのお世話など)()	4 一緒に買い物、散歩など()
5 病院の付き添い()	6 愚痴を聞く、話し相手になるなど()
7 見守り()	8 通訳(日本語や手話など)()
9 お金の管理()	10 薬の管理()
11 その他()	

【以下は、お世話を必要としている方が2人以上いる場合は、まとめてお答えください。】

問 10 お世話は誰と行っていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1 おかあさん	2 おとうさん
3 おばあさん	4 おじいさん
5 あに・あね・おとうと・いもうと	6 おじさん・おばさん
7 自分のみ	8 福祉サービス(ヘルパーさんなど)
9 その他()	

問 11 お世話はいつからしていますか。お世話を始めた年齢をお答えください。(はっきりとわからない場合は、だいたいの年齢をお答えください。)

()歳から

問 12 お世話をしている回数を教えてください。

- | | |
|----------|----------|
| 1 ほほ毎日 | 2 週に3～5日 |
| 3 週に1～2日 | 4 1カ月に数日 |
| 5 その他() | |

問 13 平日にお世話はどれくらい行っていますか。1日の時間数をお答えください。(日によって違う場合は、この1カ月の中で1番長い日の時間をお答えください)

1日()時間ぐらい

問 14 お世話をしていることで、やりたいけど、できていないことはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| 1 学校に行きたくても行けない | 2 どうしても学校を遅刻・早退してしまう |
| 3 宿題をする時間や勉強する時間が取れない | 4 十分に寝られない |
| 5 友達と遊ぶことができない | 6 クラブ活動や習い事ができない、または辞めなければならなかった |
| 7 将来行きたい学校に行けない | 8 自分の時間が取れない |
| 9 特にない | 10 その他() |

問 15 お世話をすることにつらさを感じていますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|------------|----------------|
| 1 体がつらい | 2 心がつらい |
| 3 時間に余裕がない | 4 特につらさを感じていない |

問 16 お世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことはありますか。

- 1 ある ⇒ **問 17**へ
- 2 ない ⇒ **問 18・問 19**へ

問 17 **問 16**で「1 ある」と回答した方にお聞きします。それは誰ですか。(あてはまる番号すべてに

○)

- 1 家族(おかあさん、おとうさん、おじいさん、おばあさん、あに・あね・おとうと・いもうと)
- 2 親戚(叔父さん、叔母さんなど)
- 3 友だち
- 4 学校の先生(保健室の先生以外)
- 5 保健室の先生
- 6 スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー
- 7 お医者さん、その他病院の人
- 8 ヘルパーやケアマネさん
- 9 役所やあいとぴあの人
- 10 近所の人
- 11 ネットで知り合った人
- 12 その他()

問 18 **問 16**で「2. ない」と回答した方にお聞きします。相談をしていない理由を教えてください。

(あてはまる番号すべてに○)

- 1 誰かに相談するほどの悩みではない
- 2 家族外の人に相談するような悩みではない
- 3 誰に相談するのがよいかわからない
- 4 相談できる人が身近にいない
- 5 家族のここのため話しにくい
- 6 家族のことを知られたくない
- 7 家族を変な目で見られたくない
- 8 相談しても状況が変わると思わない
- 9 その他()

問 19 **問 16**で「2 ない」と回答した方にお聞きします。お世話を必要としている家族のことや、お

世話の悩みを聞いてくれる人はいますか。

- 1 いる
- 2 いない

問 20 学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としていることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|---|--|
| 1 自分のいまの状況について話を聞いてほしい | 2 家族のお世話について相談にのってほしい |
| 3 家族の病気や障がい、ケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい | 4 自分が行っているお世話のすべてを代わってくれる人やサービスがほしい
⇒具体的にどんなお世話又はどんな時ですか
() |
| 5 自分が行っているお世話の一部を代わってくれる人やサービスがほしい
⇒具体的にどんなお世話又はどんな時ですか
() | 6 自由に使える時間がほしい |
| 7 進路など将来の相談にのってほしい | 8 学校の勉強や受験勉強など学習のサポート |
| 9 必要なお金の支援 | 10 わからない |
| 11 特にない | 12 その他() |

問8で「1 いる・過去にいた」を回答された方 → 以下を表示

家族のケアで困っていることなどがあれば、

学校のスクールカウンセラーや「チャイルドライン」(フリーダイヤル 0120-99-7777、チャット <https://childline.or.jp/chat/start>)、

担任の先生や、粕江市教育支援センター03-3430-1411 に相談してみてください。

^{ちようさ}
調査にご協力いただきありがとうございました。

^{きにゆうも れ} ^{かくにんがめん} ^{たしかめ}
記入漏れがないかどうか確認画面でお確かめの上、

令和5年1月31日(火)までに^{とうろく} ^{かんりよう}
登録を完了してください。

ちようさ こども しみん ちようさ
【調査2】子ども市民調査(中学生以上)

資料5-2

I. あなたの^{きほんじょうほう}基本情報について

問1 あなたの^{がくねん}学年を^{おしえて}教えてください。

()年生(プルダウン選択)

問2 今、^{いっしょ}一緒に^{さん}住んでいる^{かぞく}家族について^{おしえて}教えてください。(あてはまる^{ばんごう}番号すべてに○)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 母親 | 2 父親 |
| 3 祖母 | 4 祖父 |
| 5 兄・姉 ⇒()人 | 6 弟・妹 ⇒()人 |
| 7 その他() | |

問3 あなたの^{けんこうじょうたい}健康状態について^{おしえて}教えてください。

- | | |
|--------|-----------|
| 1 よい | 2 まあよい |
| 3 ふつう | 4 あまりよくない |
| 5 よくない | |

Ⅱ. なやみごとや^{ささえあい}支え合いについて

問4 ^{いま}今、^{こま}悩んだり^{ばんごう}困ったりしていることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|--|---|
| 1 ^{ともだち} 友達との ^{かんけい} 関係のこと | 2 ^{せいせき} 成績のこと |
| 3 ^{しんろ} 進路や ^{しんらい} 将来のこと | 4 ^{ぶかつどう} 部活動(学校外でのクラブ活動をふくむ)のこと |
| 5 ^{がっこうせいかつ} 学校生活に ^{ひつよう} 必要 ^{かね} なお金のこと | 6 ^{せいかつ} 生活に ^{ひつよう} 必要 ^{かね} なお金のこと |
| 7 ^{じゆく} 塾(通信含む)や ^{ならいごと} 習い事に通えないこと | 8 ^{じぶん} 自分と ^{かぞく} 家族との ^{かんけい} 関係のこと |
| 9 ^{かぞくない} 家族内の ^{にんげんかんけい} 人間関係のこと(両親の仲が良くな | 10 ^{びょうき} 病気や ^{しょうがい} 障がいのある ^{かぞく} 家族のこと |
| いなど) | 12 特にない |
| 11 ^{じぶん} 自分のために ^{つかえるじかん} 使える ^{すくない} 時間が少ないこと | |
| 13 その他() | |

問5 あなたの^{しんぱいごと}心配事や^{なやみ}なやみを^{きい}聞いてくれる^{ひと}人はだれですか。(○はいくつでも)

- | | |
|--|---|
| 1 父親・母親 | 2 兄弟姉妹 |
| 3 祖父・祖母・おじ・おば | 4 ^{がっこう} 学校や ^{じゆく} 塾などの ^{せんせい} 先生 |
| 5 ^{ともだち} 友達 | 6 ^{きんじょ} 近所や ^{じどうかん} 児童館などの ^{おとな} 大人 |
| 7 ネットで ^{しりあつ} 知り合った ^{ひと} 人 | 8 そのような ^{ひと} 人はいない |
| 9 その他() | |

問6 ほっとできる「居場所」はどこですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 自分の家(リビングなど) | 2 自分の部屋 |
| 3 親せきの家 | 4 友達の家 |
| 5 学校 | 6 部活動(学校外でのクラブ活動をふくむ) |
| 7 塾や習い事 | 8 公園 |
| 9 図書館・児童館・地域センター | 10 プレーパークや地域の居場所 |
| 11 ない(わからない) | 12 その他() |

問7 ふだんの生活の中で特に重要だと思うことは、次のうちどれですか。(3つまで〇)

- | | |
|--|-----------------------|
| 1 家のことを心配せずに、行きたい学校などへ進学できること | 2 暴力や言葉や態度で傷つけられないこと |
| 3 出した意見がきちんと聞いてもらえること | 4 学校でわかりやすく教えてもらうこと |
| 5 自分のやりたいこと(スポーツ・音楽・ファッション・趣味など)に取り組めること | 6 自分の意見をきちんと言えること |
| 7 障がいのある子どもが差別されないこと | 8 男子、女子で差別されないこと |
| 9 出身国や肌の色で差別されないこと | 10 安心できる場所で休む時間を持てること |
| 11 自由に遊ぶこと | 12 自由にグループをつくり、集まれること |
| 13 家族と一緒に仲良く暮らすこと | 14 その他 |

問4で1～11を回答された方 → 以下を表示

悩みやつらい気持ちなどがあれば、
学校のスクールカウンセラーや「チャイルドライン」(フリーダイヤル 0120-99-7777、チャット <https://childline.or.jp/chat/start>)、
担任の先生や、狛江市教育支援センター03-3430-1411に相談してみてください。

Ⅲ. 家族のケアについて

問8 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。(ここで「お世話」とは、家族にケアが必要な人がいる場合に、大人がするような家事や家族の介護などをすることです。)(○はいくつでも)

- 1 いる・過去にいた
2 いない ⇒ 質問はこれで終わりです。「確認(登録)画面へ進む」へ進んでください。

【ここからは、問8で「1 いる・過去にいた」と回答した方にお聞きします。】

問9 お世話を必要な方の状況やあなたが行っているお世話について教えてください。お世話を必要な方が2人以上いる場合はそれぞれの方についてお答えください。

①お世話を必要な方の状況を教えてください。

【お世話を必要な方】

- ① 母親 ② 父親 ③ 祖母 ④ 祖父 ⑤ 兄弟姉妹 ⑥ その他

【お世話を必要な方の番号を括弧内に全て選択(記入)してください。】

- 1 高齢(65歳以上)() 2 まだ若い()
3 介護(食事や身の回りのお世話)が必要 4 認知症()
()
5 身体障がい() 6 知的障がい()
7 こころの病気(可能性のある場合を含む) 8 依存症(酒やギャンブルなどがやめられず、
() 生活に問題がある)()
9 7・8以外の病気 10 日本語が苦手()
11 その他() 12 わからない

②あなたが^{おこ}行っているお世話^{せわ}の内容^{おし}を教^{おし}えてください。(あてはまる番号^{ばんごう}すべて選^{せんたく}択してください。)

1 家事 ^{かじ} (食 ^{しょくじ} 事の準 ^{じゅんび} 備 ^び や掃 ^{そうじ} 除 ^じ 、洗 ^{せんたく} 濯 ^{たく})()	2 兄 ^{せわ} 弟 ^{がくどう} 姉 ^{へい} 妹 ^{いくしよ} の世 ^{せわ} 話 ^わ や学 ^{がくどう} 童 ^{どう} ・保 ^ほ 育 ^{いく} 所 ^{しょ} などへ ^{おくり} の送 ^{おく} り 迎 ^{むか} えなど()
3 身 ^{しん} 体 ^{たい} 的 ^{てき} な介 ^{かい} 護 ^ご (お風 ^{ふう} 呂 ^ろ やトイ ^と レ ^れ のお世 ^{せわ} 話 ^わ など) ()	4 一 ^{いっ} 緒 ^{しょ} に買 ^{かい} い物 ^{もの} 、散 ^{さん} 歩 ^ぽ など()
5 病 ^{びょう} 院 ^{いん} の付 ^つ き添 ^そ い()	6 愚 ^ぐ 痴 ^ち を聞 ^き く、話 ^は し相 ^あ 手 ^て に ^あ い ^い て な ^な る ^る な ^な ど()
7 見 ^み まも ^り り()	8 通 ^{つう} 訳 ^{やく} (日 ^に 本 ^{ほん} 語 ^ご や手 ^{しゅ} 話 ^わ など)()
9 お金 ^{おかね} の管 ^{かん} 理 ^り ()	10 薬 ^{くすり} の管 ^{かん} 理 ^り ()
11 その他()	

【以下は、お世話^{せわ}を必^{ひつ}要^{よう}として^{かた}いる方^りが2人^に以上^{いじょう}いる場^{ばい}合^あは、ま^{こた}とめてお答^{こた}えください。】

問 10 お世話^{せわ}は誰^{だれ}と行^いって^まい^ますか。(あてはまる番号^{ばんごう}すべてに○)

1 母 ^ぼ 親 ^{しん}	2 父 ^ふ 親 ^{しん}
3 祖 ^そ 母 ^ぼ	4 祖 ^そ 父 ^ふ
5 兄 ^{せわ} 弟 ^{がくどう} 姉 ^{へい} 妹 ^{いくしよ}	6 おじ・おば
7 自 ^じ 分 ^{ぶん} のみ	8 福 ^{ふく} 祉 ^し サ ^さ ー ^さ ビ ^び ス(ヘル ^{へる} パー ^{ぱー} さんなど)
9 その他()	

問 11 お世話^{せわ}はいつからして^まい^ますか。お世話^{せわ}を始^はじ^めた年^{ねん}齢^{れい}を^{こたえ}お答^{こた}えください。(は^はっ^きり^とわ^わから
ない場^{ばい}合^あは、だ^だい^{たい}の年^{ねん}齢^{れい}で^かま^まい^ませ^せん)

() 歳 ^{さい} から

問 12 お世話をしている回数を教えてください。

1 ほほ毎日	2 週に3～5日
3 週に1～2日	4 1カ月に数日
5 その他()	

問 13 平日にお世話はどれくらい行っていますか。1 日の時間数をお答えください。(日によって違う場合は、この1カ月の中で最も長い日の時間をお答えください)

1日()時間ぐらい

問 14 お世話をしていることで、やりたいけど、できていないことはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1 学校に行きたくても行けない	2 どうしても学校を遅刻・早退してしまう
3 宿題をする時間や勉強する時間が取れない	4 十分に寝られない
5 友達と遊ぶことができない	6 部活(学校外のクラブ活動を含む)や習い事ができない、または辞めなければならなかった
7 進路の変更を考えなければならない、または進路を変更した	8 自分の時間が取れない
9 特にない	10 その他()

問 15 お世話をすることにつらさを感じていますか。(あてはまる番号すべてに○)

1 体がつらい	2 心がつらい
3 時間に余裕がない	4 特につらさは感じていない

問 20 学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としていることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

1 自分のいまの状況について話を聞いてほしい	2 家族のお世話について相談にのってほしい
3 家族の病気や障がい、ケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい	4 自分が行っているお世話のすべてを代わってくれる人やサービスがほしい ⇒具体的にどんなお世話またはどんな時ですか ()
5 自分が行っているお世話の一部を代わってくれる人やサービスがほしい ⇒具体的にどんなお世話またはどんな時ですか ()	6 自由に使える時間がほしい
7 進路や就職など将来の相談にのってほしい	8 学校の勉強や受験勉強など学習のサポート
9 家庭への経済的な支援	10 わからない
11 特にない	12 その他()

問8で「1 いる・過去にいた」を回答された方 → 以下を表示

家族のケアで困っていることなどがあれば、
学校のスクールカウンセラーや「チャイルドライン」(フリーダイヤル 0120-99-7777、チャット <https://childline.or.jp/chat/start>)、
担任の先生や、狛江市教育支援センター03-3430-1411 に相談してみてください。

調査にご協力いただきありがとうございました。

記入漏れがないかどうか確認画面でお確かめの上、

令和5年1月31日(火)までに登録を完了してください。

◆市民意識調査の概要

調査名	対象者	人数	サンプリング	実施手法	実施時期
市民一般調査	満 16 歳以上の市民	約 46,000 名	狛江市と LINE で「お友達登録」いただいている人数	狛江市 LINE アカウントによるプッシュ通知。HP、市公式 twitter 等で周知。回答はオンライン。	令和 5 年 1 月 13 日～ 1 月 31 日
子ども市民調査	市立小・中学校に通う小学校 4 年生から中学校 3 年生までの児童・生徒	約 3,230 名	該当者全員	各学校で実施。回答はオンライン。	令和 5 年 1 月 10 日～ 1 月 31 日
日常生活圏域ニーズ調査	65 歳以上の市民（認定者を除く。）	450 名	住民基本台帳から無作為抽出	アンケート調査 郵送法	令和 5 年 1 月 18 日 ～ 2 月 7 日
	65 歳以上の総合事業対象者	88 名	該当者全員		
	65 歳以上の要支援者	362 名	該当者から無作為抽出		
在宅介護実態調査	要介護 1 以上の居宅で暮らしている方及びその介護者	600 名	該当者から無作為抽出	アンケート調査 ①郵送法 約 550～560 件 ②ケアマネジャーによる聞き取り調査 約 40～50 件	
障がい者等調査	障がい・難病等のある 18 歳以上の方	700 名	該当者から無作為抽出	アンケート調査 郵送法	
障がい児等調査	周囲の理解と支援の必要な方及び障がい等のある 18 歳未満の方	290 名	該当者から無作為抽出	アンケート調査 郵送法	

◆今後のスケジュール

	2月			3月			4月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
会議等	3 障がい小委員会	16 高齢小委員会・医療と介護の連携推進小委	28 市民福祉推進委員会				障がい小委員会	18 権利擁護小委員会	24 高齢小委員会・医療と介護の連携推進小委員会
市民意識調査	7 調査票 回答締切 ← データ入力・二重確認作業			→ データ整合性確認作業			●単純集計速報値判明		

◆速報値

調査名	回答数	回収率	回答者年齢（学年）構成等	【参考】前回調査（回収率） ※すべて郵送法
市民一般調査	1,278 件	2.8%	10 歳代 0.2%、20 歳代 5 %、30 歳代 17%、40 歳代 23%、50 歳代 23%、60 歳代 19%、70 歳代 11%、80 歳以上 2 %、未回答 0.2%	498 件に対して 240 件回答（48.2%）
子ども市民調査	2,389 件	74.0%	小学校：4 年生 18%、5 年生 18%、6 年生 16%、未回答 2 % 中学校：1 年生 14%、2 年生 15%、3 年生 15%、未回答 2 %	499 件に対して 215 件回答（43.1%）
日常生活圏域ニーズ調査	553 件	61.4%	速報値（2/14 コンサルへの到着分）	900 件に対して 608 件回答（67.6%）
在宅介護実態調査	270 件	45.0%	同上	599 件に対して 318 件回答（53.1%）
障がい者等調査	268 件	38.3%	同上	724 件に対して 364 件回答（50.3%）
障がい児等調査	112 件	38.6%	同上	244 件に対して 129 件回答（52.9%）

【参考】 狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和4年12月） 市民アンケート

調査対象…無作為抽出の満15歳以上の狛江市民1,580人（郵送法）

回収状況…回収数555通（回収率35.1%）

年齢構成…10歳代3.8%、20歳代7.4%、30歳代12.8%、40歳代17.5%、50歳代16.4%、60歳代13.1%、70歳以上28.8%、無回答0.4%

市内3つの日常生活圏域のうち、猪方・駒井町・岩戸南・岩戸北(こまえ苑エリア)の地域においては、子どもから高齢者まで地域住民がいつでも気軽に集い、ゆるやかに出会い関わり合うことのできる居場所がありません。そのため、空き家を改修し拠点を整備することで地域住民の地域生活課題の解決力の強化を図るとともに、地域における高齢者・障がい者・子育て世帯への支援機能の充実を図ります。

■概要

- (1) 名称:ふらっとなんぶ
- (2) 所在地:狛江市駒井町三丁目7番1号
- (3) 建物面積:約120㎡(2階建て戸建) ※市で借り上げた空き家を活用して整備
- (4) 開設時期:令和5年3月20日オープン予定 (午前9時～午後5時※当面の間は平日のみ)
- (5) 事業実施者:狛江市社会福祉協議会(高齢者の事業を狛江福祉会に、子育ての事業の一部を子育ての輪に委託)

事業内容	
交流の場の提供と交流の促進事業	年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも気軽に立ち寄り交流できる居場所を提供します。
相談支援事業	市民からの相談に応じ、必要な支援の実施や関係機関に繋がります。
アウトリーチ事業	子育て家庭から高齢者、ひきこもりの方等、自ら外に出ることが難しい方に対して訪問支援を行います。
地域の子育て・高齢者等関連情報の提供	地域の子育て・高齢者関連情報を適宜発信します。
その他地域共生社会の実現に資する事業	福祉のまちづくり委員会と連携して、拠点で把握した地域生活課題の解決に向けた支援をします。

予定事業・方針等

- (1) 各種ワークショップや地域の野菜を活かす等を含めた季節イベント等による世代間交流の実施
- (2) 専門家による子どもへの学習指導、フリー学習スペースの提供、自分らしく過ごせる居場所の提供
※将来的には子ども食堂等の実施による食事の提供を目指す
- (3) 高齢者向けスマホ相談会やシニア向け趣味活動の場等による高齢者のデジタル活用支援、交流の場の提供
- (4) 親子ヨガ教室・子育て座談会・絵本の読み語り等による子育て支援、親子交流の場の提供
- (5) サポーター登録制度を構築し、地域住民に拠点の運営に参画して頂くことによる住民力の強化促進

令和4年度第3回狛江市市民福祉推進委員会 会議録（案）

- 1 日 時 令和4年11月29日（火） 午後7時から8時56分まで
- 2 場 所 狛江市役所防災センター402 会議室及びオンライン
- 3 出席者 委員長 宮城 孝
委 員 勝田 和行 北澤 智子 宮本 ゆかり 細谷 明美
岩間 正隆 戸矢 貴子 梶川 朋 田中 麗子
小楠 寿和 吉川 哲矢 長谷川 泰 河西 あかね
眞保 智子 加藤 雅江 高橋 信幸 橋爪 克幸
阿部 利彦 上田 智弘 片岡 晋一 小川 正美
事務局 福祉政策課長（佐渡 一宏）
福祉政策課 福祉政策係長（小嶋 諒）
福祉政策課 福祉政策係（長島 まどか）
- 4 欠席者 なし
- 5 資 料 【資料1】 狛江市第5次地域福祉計画等の策定について（諮問）【訂正】
【資料2】 狛江市福祉基本条例施行規則の一部を改正する規則（一部抜粋）
【資料2-2】 狛江市再犯防止推進基本計画策定検討委員会の設置及び運営に関する規則について
【資料3】 狛江市再犯防止推進基本計画策定検討委員会資料
【資料4】 狛江市第5次地域福祉計画等改定に関する各小委員会からの意見について
【資料5-1】 市民一般調査 調査項目一覧（案）
【資料5-2】 子ども市民調査 調査項目一覧（案）
【資料6-1】 市民一般調査 調査票（案）
【資料6-2】 子ども市民調査 調査票（案）
【資料7】 令和4年度第2回市民福祉推進委員会会議録（案）
【資料8】 令和4年度市民福祉推進委員会全体工程表
【追加資料1】 障がい小委員会からの意見・回答一覧
【追加資料2】 高齢小委員会・医療と介護の連携推進小委員会からの意見・回答一覧

- 6 議 題
- 報告 狛江市第5次地域福祉計画等の策定について（諮問）の訂正について
 - 報告 狛江市再犯防止推進基本計画策定検討委員会の設置について
 - 審議 市民意識調査について
 - その他

7 議 事

○開 会

(委員長)

皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、令和4年度第3回狛江市市民福祉推進委員会にご参加いただきまして、ありがとうございます。防災センターの会場とオンラインとのハイブリット方式で開催させていただきます。オンラインで参加されている方は、議事進行中は音声をミュートにいただき、発言をする際には挙手をお願いします。その際、ミュートを解除してからご発言ください。

では定刻になりましたので、議事を開始させていただきます。

(事務局)

本日欠席のご連絡は受けておりません。河西委員がまだ参加されておられません、定刻となりましたので開始いたします。

(委員長)

それでは、本日の資料の確認をいたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の説明をさせていただきます。

オンラインで参加されている方は、事前にメールまたは郵送にてお送りした資料をご参照ください。PDFデータ、紙資料ともに、全ての資料を繋げて通し番号を付したものをご用意しております。

会場で参加されている方は、資料を画面共有しますので、お手元のタブレットでご確認ください。

では、資料についてご説明いたします。

令和4年度第3回狛江市市民福祉推進委員会 アジェンダ

【資料1】 狛江市第5次地域福祉計画等の策定について（諮問）【訂正】

【資料2】 狛江市福祉基本条例施行規則の一部を改正する規則（一部抜粋）

【資料2-2】 狛江市再犯防止推進基本計画策定検討委員会の設置及び運営に関する規則に

ついて

- 【資料3】 狛江市再犯防止推進基本計画策定検討委員会資料
- 【資料4】 狛江市第5次地域福祉計画等改定に関する各小委員会からの意見について
- 【資料5-1】 市民一般調査 調査項目一覧（案）
- 【資料5-2】 子ども市民調査 調査項目一覧（案）
- 【資料6-1】 市民一般調査 調査票（案）
- 【資料6-2】 子ども市民調査 調査票（案）
- 【資料7】 令和4年度第2回市民福祉推進委員会会議録（案）
- 【資料8】 令和4年度市民福祉推進委員会全体工程表
- 【追加資料1】 障がい小委員会からの意見・回答一覧
- 【追加資料2】 高齢小委員会・医療と介護の連携推進小委員会からの意見・回答一覧

資料の説明は以上です。

（委員長）

それでは議事に移ります。

（1）**報告** 狛江市第5次地域福祉計画等の策定について（諮問）の訂正について

（委員長）

事務局より説明をお願いします。

（事務局）

【資料1】に基づき説明

（委員長）

ただいま事務局より、諮問の訂正について説明がありました。何かご質問等はありませんでしょうか。

（特になし）

（委員長）

それでは次の議事に移ります。

（2）**報告** 狛江市再犯防止推進基本計画策定検討委員会の設置について

(委員長)

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

【資料2】【資料2-2】【資料3】に基づき説明

(委員長)

地域福祉計画の個別計画として再犯防止推進計画を策定することに伴い、当初は部会を設置する予定でしたが、委員構成等の関係により、委員会を設置したいということでございます。私の考えとしては、地域福祉計画の範囲が高齢・障がい、権利擁護など年々広くなってきて、委員会の人数も足りなくなっていることが今後の課題のように思います。再犯防止に関しては、別に委員会を立てて行うということでございます。刑事司法など専門性のある内容になりますが、皆様からご意見、ご質問等ありますでしょうか。

報道などで、現在刑務所に高齢者の方や障害者の方が非常に多く入所しており、高齢者に関しては、介護が必要な方も収容されているということを知っています。高齢者の方や障がい者の方が地域の中で孤立をして、最後の手段として、軽犯罪を犯して実刑で刑務所に入所する、ということが繰り返されるということは、超高齢社会の社会的問題の現れかと思えます。計画策定にあたって市の考え方の2番目にありますが、「満期釈放者等、刑事施設から出所した者への支援のみならず、起訴猶予者等、刑事施設の入所に至る前の段階での支援についても連携の取組みを検討する必要がある。」ということは予防的な視点からも重要な考え方かと思えます。保護司の方々には、こうした方たちの情報が届いて、面会などされているかと思うのですが、地方自治体にこうした方たちの情報が直接届かないのではないかと思います。そのあたりの今後の可能性はいかがでしょうか。

(委員)

仮出所や仮釈放の段階では、おそらく地域に情報は来ていないかと思えます。実際に社会復帰調整官の方などが、地域の福祉事務所にご相談にいらっしゃるというのは、矯正が終わるですとか、少年院を出られたとか、その後の司法ソーシャルワークの範囲でいらっしゃる方が多いです。委員長がおっしゃるように、今後の生活に備えて「この方にはこのような生活課題がある」ということや、「この方にはこうした特性があるため何か福祉的な支援が必要ではないか」ということを、可能であれば本来行うべきと私は考えております。何もしないで出所されたら、また同じこと繰り返してしまう

ので、それだけは避けなければいけないという方向性は間違っていないかと思います。

(委員長)

根本的に国の制度が変わらなと、と思います。自治体にこのような責任や義務は生じていないわけなので、自治体は情報得る権限がないんですよね。狛江市で、情報のない中でどうしていくかというところを是非委員会で協議していただければと思います。

(委員)

この前福祉事務所に検事から連絡がありました。長年福祉事務所にいますが検察から福祉に連絡が来たことはなかったので驚きました。何かというと、近隣に色々ご迷惑をかけてしまう特性のある方がいて、その方はその行為では犯罪は問われていなかったのですが、他人のうちから物を盗む行為をしてしまいました。そして、警察が逮捕して検察が立件しようとしたのですが、この方をよくよく検察の方が見てみましたら、おそらく発達系か精神系の障がいがあると判定されたようで、これは親御さんの養育放棄ではないか、障がい者虐待に当たるのではないかと、ということで検察から福祉事務所に連絡が来たケースがありました。このようなケースは初めてでした。検察は必要に応じて起訴することが目的にもかかわらず、この方は支援が必要なので市が障害者虐待として対応してくれないか、という依頼がありました。そのため、検察も考え方が大きく変わってきているという印象を、その時初めて受けました。検察から福祉に連絡してくるということは、未だかつてありえない話です。ですが、検察の中にもそういう専門職が最近では置かれるようになったようです。

(事務局)

事務局から補足させていただきます。今回、再発防止の検討委員会の委員としてお願い、調整させていただいている委員の中に、社会福祉士の資格を持った方で、東京地方検察庁に刑事司法ソーシャルワーカーという役職で、実際に職務をされていた方がいらっしゃいます。先日打ち合わせに行った際にもお話されていましたが、福祉的な課題がある場合に、自治体の福祉事務所とその課題を共有することがある、ということをおっしゃっていました。その部分が入口支援を行うにあたって、連携の中で重要になってくるのではないかと考えておりますので、そのような方が委員になっていただくことで、どのように行っていくのか、ということについても、計画策定の中で協議して参りたいと考えております。

(委員)

今のお話を聞くと、一般的に福祉と言われてる世界から、大分違う世界も入ってくるのではないかというふうに感じました。特に今おっしゃったような出口や入口支援となると、市の福祉政策の中でどうしていくか、私は難しいような感じがしました。市の考え方というのは非常によく分かるのですが、最後の2つの高齢、障がいや生活困窮等の要因で、罪を犯してしまうような人をどうしたらなくすことができるのか、というところでまさに体制整備というのは確かにあるのだろうと思います。それからもう一つは、生活基盤を安定させるための就労支援や居住支援というのは、これは出口的な支援でもあるのだろうと思うのですが、出口については、暴力団等にも繋がってくるので、簡単に制度づくりなどは難しいのではないかという感じがして仕方ないです。福祉政策の枠からさらに広げ過ぎてしまって、市の役割ではない部分を背負わないようにするべき部分もありそうな気がします。国でももう少し何かガイドするとか、都でも何かできているのであれば、そういったものが、市としてどう評価されるのかということが大事になってくるのではないかという感じがします。すべてが福祉政策の中で捉えきれぬのかなという感じがしています。市の考え方の中で、下の二つについては非常によく分かるのですが、入口のところから、ということであると非常に難しそうな感じがします。これは一市民としての、単なる感想でもありますが、意見としては、下二つの取組みと、上二つの取組み、特に二つ目の取組みは少し違うような感じがしています。

(委員)

先ほど、暴力団のお話が出たと思います。暴力団の構成員は障害手帳を取得することはできますが、生活保護は受給できません。実は私も暴力団員が生活保護を受けていたことで、警察から詐欺で立件しないかと言われて、実際に対応したことがありますので、暴力団というところはご心配なさなくて結構かと思います。ただし、障がいのある方に限ったことではないですが、やはり支援の必要な方が刑務所や矯正施設には多いです。府中市は刑務所がありますから、府中刑務所を出所した方が市に福祉の支援を求めるパターンがかなりあるのです。狛江市は愛光女子学園だけで刑務所はありませんので、府中市の支援と狛江市の支援とがイコールということには確かにならないかもしれませんが、刑務所がある府中市では、相当そういった支援を行わなければならない状況にあるということは、知っておいていただいても良いかと思います。

(委員)

今、出口支援という話がありましたが、刑務所から出所するところが住民票になるわけではないですね。犯罪を犯した人が出所した後どこに住むかによって、それをフォローする。狛江市に来るということを知っていなければいけないので、そういっ

た連携を良くしようというのが第一段階ですよ。例えば、狛江市でないところに住んでいた場合、その方の特質とか特性を知らないと、支援をよりよくはできないのではないかと思います。

(委員)

もちろんその通りです。やはりそのために更生保護等の制度があるので、その方の特性など当然事前に情報をいただければ、対応することはできます。例えば、私も前科 20 何犯という方で、生活保護受給対象者でまだ刑務所にいる方から福祉事務所長宛に信書が届くのですが、その方は出られたときにどこに帰りたいかといったら、やはり狛江市に帰りたいとおっしゃるんです。生活保護の申請というのは、住所地でなくてもできます。障がいや介護保険とは少し違い、生活保護というのはご本人の任意で、どこの福祉事務所でも申請は可能です。非常にそのあたりは皆様方には難しいところでもあります。ただ、当然私たちも、何も情報なしにはできません。そのため先ほど刑事司法ソーシャルワーカーという話をしたのですが、今はこうした方々からお声がかかって、実際に支援に繋げていこうという流れができていますので、その流れに乗ったものを、基本的には我々が進めていきたいということになります。今までもやってきておりますが、色々な特性がある方がいて、刑事司法ソーシャルワーカーが相談に乗って様々な手配をしても、それに乗ってこない方が多いのです。私も何度も経験しています。重大な犯罪を犯した人が、犯罪を何回も繰り返してるわけじゃないのです。軽犯罪を何度も何度も繰り返してしまって、累犯になってしまっていることが問題なのです。どうしてその人は累犯になってしまうのか、というところが先ほど事務局が資料で示しましたが、実はその人は支援が必要な方だったんじゃないか、地域で本来はフォローしてあげなくてはいけない方だったのではないかと、ということ、改めて今回確認させていただいてるということです。

(委員長)

先ほどから説明がありましたように、分かりやすく言えば、資料にもありましたが、万引きを繰り返す方たちですよ。色々な理由があるかとは思いますが、まさに生活困窮して、今こういう社会情勢ですからそういう方たちが増えてきます。その方たちが、刑務所から出所してきたときにどうするかということです。犯罪者となると、一般市民のものの見方はなかなか微妙な部分があると思いますが、専門家同士が連携をとりながら、全国的にはそういう方たちを支援している NPO も存在します。ただ、委員がおっしゃったように、刑務所が所在する自治体、例えば、栃木県の大田原市でも非常に大きな課題になってるということ、私も聞いたことがあります。非常に多くの方、ということではないと思いますが、やはり再犯防止する上で行政、司法、福祉

関係者が連携して、将来的には何か出口支援を開発できればと思います。もしかしたら私は社会福祉施設の中で働くということも良いのではないかと思います。かなり段階を踏んでになると思いますが。そのようなところを、専門的なこともありますので、委員会の中で計画の内容について検討していただければと思います。刑事司法ソーシャルワーカーは初めて知りました。

(委員)

一つ付け加えたいのが、依存の問題です。薬物、アルコールやギャンブルですとか、そういった依存のある方や生活に困窮したり薬が止められなくてというような方たちです。そういった方は正直言うと、治療と福祉で支援していくしかないのです。今年の国が出している犯罪白書の概要版を見ていただければ分かりますが、薬物依存が一番出てきています。やはり覚せい剤の問題があります。覚せい剤を使うと、他の国は厳罰にはならないですが、日本ではかなりの罰を与えられてしまいます。それもやはり依存の問題があって、依存の問題は精神保健のところでもとても重要になってくるので、どうしてもそこは保健福祉、医療というところが絡まなくてはならない視点かとは思っております。

(委員長)

依存でいうと、私はギャンブル依存の当事者の方の話を昨年聞きました。依存からリハビリして10年目の方です。私も知らなかったのですが、ギャンブル依存の当事者団体は全国団体があり、東京にも支部がいくつかありまして、私は中野の方の話を聞きました。ギャンブル依存は、リアルな競馬、競輪やパチンコではなくて、今はネットですよ。ネットカジノがかなり広がっています。これは家庭を破壊しますし、なかなかやめるのは大変ということです。ネットカジノは違法な部分ですから、検挙されることもあると思います。そういった依存症対策は大変かと思えます。

皆さんから他にご質問、ご意見はありますでしょうか。

(委員)

市の考え方の2、3番目に関連して質問させていただきます。高齢かつ障がいになって年金の手取り額がどんどん減ってしまって、生活困窮のようになってしまうという情報が入ってきます。そういう方々が困りに困って、刑事施設に入らなくてはいけなくなったときの出口支援というのは、やはり仮に狛江市に住んでいた人であったら、狛江市に戻る例が多いのか、恥ずかしいから他の市に行くという例が多いのか、実態はどうでしょうか。

(委員)

極端な例で言うと、例えば、殺人事件を犯した人がいるとします。その方が、責任能力が取れない場合があります。そうするとその方は有罪にはならないですよ。それは医療観察法という法律で判断していくのですが、鑑定入院などをして、この人の刑事責任を問えない、ということになったケースが狛江でも実際にありました。そういう方が戻る場所で、第一の選択肢になるのは前居住地なのです。必ずしも全部とは言いませんが。先ほど私が申し上げた、判断能力が問えず、医療観察法の対象になったような方で、社会復帰調整官などから依頼があるのは、地域で何とかならないか、ということなのです。しかしながら、それを地域でやっていくというのはなかなか大変で、ましてその人に家族がいると非常に困難を極めます。そのため、その辺は医療や福祉のチーム支援です。狛江市の保健師も、例えば、皆さんご存知ないかもしれませんが、小平の国立精神神経医療研究センターという刑事責任を問えない方が入院するような場所がありまして、そういうところに頻りに面接に行ったり、戻ってきた時にどういった生活をしたいかとか、その人のための住居を探したりします。そういう方はおそらく精神疾患ということでグループホームになるのですが、生活保護を受給させてあげないと生活が成り立たないなどといったことが、現場の実態としてあります。意外とどこの自治体でも身近にある問題なのです。そんなに殺人事件が起きるわけではありませんが、私が現場でやってきたことでいうと、そういう例もあるということなのです。

(委員)

続けてもう一点お聞きします。入所して、期間が終わって出所するときまでに、認知症でなかった人が認知症になってしまった場合のお世話はどうなるのですか。

(委員)

先ほど申し上げたように、要は矯正施設から出る時に福祉事務所にご案内していくような支援体制が矯正施設にあれば一番いいと思います。何もせずただ出所すると、その人はまた同じことを繰り返してしまうと思うのです。私たちにできることも限界があって、先ほど委員長がおっしゃいましたが、やはり情報がある程度ないと、こういう方だから何とか支援してくださいというようなご依頼をいただかないと、なかなか支援ができません。私も社会復帰調整官と一緒に付き添って少年院を出た方で、福祉事務所ですべて支援をして欲しい、という話で、生活保護を受けさせるなど支援をして保護司の方と一緒にやりとりをしたこともありますが、結果的に色々と支援をして就労先まで斡旋などしても、結果的にまたどこかに行ってしまうということも頻りにあります。したがって、今の申し上げている支援というのは、本当に難しい支

援なのです。とにかく何とか適切な支援に繋げる、ということをも可能ならば行って、それでも駄目な場合は駄目なのですが、なかなか強制力がないので対応が難しいのです。福祉サービスも契約ですから、ご本人にその意思がなければできません。では意思がないですとか、判断能力ないとしたら、そこは後見人を付けなければいけないという話になるわけですね。場合によっては、ご本人は選べないのでしたら、市長が申し立てればよいということになるので。やり方はいくらでもあります。

(委員)

難しい問題ですね。

(事務局)

一点だけ補足させていただきますと、矯正施設に入っている際に、特別調整という制度がございます。特別調整という制度の中で、この人は福祉的な支援が必要だと矯正施設で認められた場合には、矯正施設の中にも社会福祉士がいらっしやいまして、その社会福祉士の専門職の方が、出所先の自治体と調整するというケースはあったりはします。しかし、すべての方がその調整に入ることは必ずしもないというところがなかなか難しい現状かと思えます。

(委員長)

これに関連して、日本の福祉は、例えば、児童養護施設も18歳以上なっても必要があれば児童養護施設に入所を継続できることとなりました。今までは、18歳になったら自力で生活でしたが、考えてみたらそれは難しいですね。やはり住居や仕事という点です。施設に入れても帰ってくる場所の保証が日本はないのです。その弱さが、色々な領域で問われているのではないかと思います。国際的に、ヨーロッパ、欧米に比べて非常に遅れています。社会的に施設に入れてしまえば、というところは、国連の委員会でも指摘されています。市民、関係者、行政も含めてこの意識を変えていくのは、かなり地道な、しっかりとした努力が必要だと思います。この領域で委員会を作って議論する自治体は、他に聞いていないです。ですので、そこをしっかり取り組むことは非常に良いことかと思えますし、是非、全国のモデルになっていただければと思います。

他にご意見などよろしいでしょうか。では次の議事に移ります。

(3) 審議 市民意識調査について

(委員長)

市民意識調査についてです。大事な点は今回の調査はやり方が、大きく変わります。その辺りの説明も事務局からありますので、そのことも含めながら、協議して参りたいと思います。それでは事務局から説明よろしく願いいたします。

(事務局)

【資料4】【資料5-1】【資料5-2】【資料6-1】【資料6-2】【追加資料1】
【追加資料2】に基づき説明

(委員長)

ありがとうございました。LINE を使った調査ですが、登録者が約5万人いるということで、非常に大規模なものになります。ただ初めて実施するということでどうなるのか、少し試行的な面もあるかと思います。前回私の方から提案させていただいた、小学生・中学生のヤングケアラーに関しては、教育委員会にもご相談いただいて、実現の運びになったというのは大変うれしく思っています。調査結果もですが、ヤングケアラー問題を考えるときに、教育委員会、学校現場、各先生方の理解がないと、現実的にはそういうお子さんを把握することは難しいと思います。そういうことがありますから、こうした調査を学校で行っていただいて、学校の中で共有化していくことがすごく私は意味があると思っています。ただ、先ほども事務局と話しましたが、調査内容についてまでは教育委員会、学校業務担当と詰めていないということを知っていますので、小学校4年生には難しいところがあると思います。これは、よく学校現場や教育委員会と検討して、4年生が答えられるようにしていただければと思います。あまり設問も多くななくていいと思います。

ただ、例えば、いじめが低年齢化しています。文部科学省のデータでも確か出ていたと思います。不登校が、2021年度のデータで、約25%増えています。コロナ禍で子どもさんたちは非常にストレスがたまっています。また、学校に行かないことがオンラインなどによって垣根が低くなって、ということも指摘されています。あとは子ども同士、教員との関係です。全国で今不登校が約24万5千人いますが、これがどのようになっていくのでしょうか。私も大学関係者ですから、かなり学生の相談に乗っています。この3年間で、大学生でさえ心の不調、私の身近では6人出ています。1人は他のゼミの先生のところに、2人は今相談が進行中です。3人は完全復帰しました。大学生でさえそのような状況ですから、家庭の部分も含めて、小中高生はかなり色々あると思います。お子さん自身がどれだけ答えられるかというのは、なかなか難しいかもしれませんが、ストレスの状況・実態などを少しでも把握できればと期待しています。

皆さまからご質問、ご意見いかがでしょうか。

(委員)

<E>再犯防止について「問 28-2 どのような協力をしたいと思いますか。」について、「1. 犯罪をした人に直接会って継続的に助言や援助をする。」など色々な選択肢がありますが、犯罪に関して身近に感じていない人にとって、軽犯罪ではなく大犯罪を想像して質問に答えていく可能性が高いのではないかと思います。直接会って、という選択肢が最初にあって、家で最初資料を見ていてすごく驚いたんです。私だったらどう答えるだろうと考えましたが、拒否反応が出てしまって、どうしてこのような質問があるのだろうと思いました。おそらく先ほどからお話されている軽犯罪を繰り返すことについての質問だとは思いますが、イメージ的には大犯罪というように受け取れてしまいます。アンケートの目的が少し不明確というか、犯罪の種類が書いていないので、アンケートを答える側にとって資料が足りないと思いました。

(委員)

例えば、犯罪の種類や先ほど私が申し上げたような累犯してしまう人とはこのような人です、ということが書いてあれば違いますか。

(委員)

私としてはやはり書いてあった方が良いです。例えば、実際に老人の万引きを見たことがあります。困窮していることが明らかに分かるような人が、お店の中で人の目を気にしながら、犯罪をしているという意識を持ちながら物を盗んだのです。私は同じ客としてそれを見ておりお店の人に伝えましたが、捕まった後にどうなるのだろうとすごくその人のことを心配しました。おそらくお金に困ってるだろうと考える一方、何か支援の方法はないのかと考えました。

また、認知症の方が訳も分からず物を入れてしまう、それは犯罪意識はなく、ぼーっとしてやってしまうような人も見受けられるので、そうした状態の方は支援をすれば何とかできるのではないかと思います。例えば、家族の方の名前を書いておいて、こういうことがあれば家族にご連絡がいくようにするなどです。そのような状況で警察に訴える前や施設に入れる前に何とかならないかと考えることがあるので、そういうことが書いてあればと思います。

(委員)

例えば、認知症の方がスーパーで何か入れてしまうということは、意外とスーパーやコンビニから市役所にご連絡をいただいている場合が今は結構あります。こういう方がいきなり累犯になってしまうということはあまりありません。むしろ、累犯を重ねてしまっている人が施設にいる中で、機能が衰えてしまってどんどん認知症が進ん

でいくということはあるかもしれませんが。少しのいたずらでという形であれば、1件1件全部立件していたら裁判所が足りなくなるので、こういったケースはほとんど刑事事件にまで発展しないで終わります。

ただ、今ご意見いただいたところのイメージはすごく分かりますので、事務局と相談します。皆さんの拒否感があまり出ないようなものにしないと、調査としての意味がなくなってしまうので、検討させていただきたいと思います。ただ、犯罪の種類は先ほど申し上げたようなものだけでなく色々なものがありますから、調査用紙に書ききれないというジレンマがあります。

(委員)

私は殺人や幼児に対する性犯罪などの重大な犯罪を思い浮かべました。その人たちに会うかと言われたら、少し難しいかなという拒否反応が出ました。

(委員)

幼児に対する性犯罪や暴行など、そういった犯罪を犯した人は、おそらくいきなり地域に放たれるということは、今はなくなってきているのではないかと思います。

(委員)

外国ですと、どこにいるかすぐ分かるようにICチップを入れますよね。

(委員)

日本も性犯罪を犯した人間の情報は、自治体には来ないですが、警察間で共有するという話は聞いたことがあります。しかし、そういう方はいきなり福祉の支援ではないのです。やはりそういう方は治療も必要ですし、認知のゆがみなど色々なことがあって、心理的なアプローチも必要かもしれないです。それが終わらずにいきなり福祉の支援ということにはならないはずで。

(委員)

するとやはりこの質問の意図とイメージがかけ離れてしまうということですね。

(委員長)

これがおそらく多分一般市民の感覚だと思います。犯罪というとかなり幅広く、重いものをイメージすることがあります。どう表現するかによって、おそらくかなり違ってきます。難しい作業ですが、犯罪をどう認識するかということが反映された結果、ということで分析をしていく必要があると思いますので、大変かもしれませんが、検討

をお願いします。先ほどから説明があったような、繰り返してしまう人の特徴など、ある程度客観性も含めて、あまりバイアスがかからないような表現の仕方を入れて、実施できたら良いと思います。

(事務局)

再犯防止推進委員会の学識の方と事前に打ち合わせをさせていただきました。その際にも、問 28 からの唐突感がやはりあると指摘を受けました。

(委員)

アンケートの件ですが、おそらく先ほど委員がご心配されたことは、回収率が低くなるかもしれないということをまず第一にご心配されたという気がします。内容について、すごく嫌悪感を持たれる可能性があるというご指摘で、それで回答やめてしまうのではないかとことがあります。今回初めて実施する内容になりますので、単にアンケート用紙だけではなく、委員長がおっしゃったように、更生施設に入られている高齢者の割合や、そうした方が累犯をしやすいということなど、少し自分ごとで考えられるようにできれば良いと思います。すべての犯罪を網羅することは当然できませんから。やはり一番この調査の元となってる、市民として福祉の支援で皆を支えていかなければいけない、っていう視点からのアンケートだと思いますので、アンケート用紙だけでなく、そういったことをイメージしやすい実数を示した資料をつけて、進められたら良いと思いました。

(委員)

市民一般調査で4点、意見と質問があります。＜B＞社会的孤立・孤独についてですが、大項目で社会的孤立・孤独についてと書かれてしまうと、回答者は自分とこのテーマは関係ないのかなと思ってしまう気がします。＜D＞外出（ひきこもり）の状況については外出とひきこもりが併記されていますので、＜B＞に関しても、社会との繋がり・社会的孤立について、というように併記しても良いと思いました。

次に、＜D＞外出（ひきこもり）の状況についてです。先ほど話が出ました、＜E＞再犯防止についてでは、眞保委員からもお話があったように、もう少し詳しく、市民に身近なところで状況を説明してから設問に入った方が良いのではないかと、いうことはまさにおっしゃる通りだと思います。ただ、この時点でも「再犯防止計画」を策定し、再犯防止の取組みを推進していきます、という前書きがありますが、＜D＞のひきこもりに関しては、ひきこもりの定義だけが書いてあって、このアンケートによって、ひきこもり状態にある方のサポートに繋げていきたいという書き方はされていません。本人に回答してもらいたいということがあると思いますので、ひきこもり状

態のある本人が回答しやすいように、この回答がひきこもり状態にある人のサポートに繋がるというような前向きな趣旨説明があると良いと思いました。関連して問 20 で「1 いる」と回答した方へのところが、「ひきこもり状態やその疑いのある」とありますが、当事者からすると「疑い」という表現は厳しいかと思います。ひきこもり状態やその「可能性」という書き方に変えても良いと思いました。

3点目に、問 26 のひきこもりのきっかけの設問ですが、1 と 2 で「疾病や障がい(精神的なもの)、(身体的なもの)」と「9 性格的なもの、発達障害」と分けられてますが、発達障害がひきこもりのきっかけになると誤解を招く書き方かと思いました。

次が最後です。<G>地域の支え合いについて です。ロゴフォームにするにあたって、質問を簡略化したのだと思いますが、この項目を問う意味は何なのかというところがありまして、これを聞いたところで、どう政策に反映できるのかということを少し感じました。例えば、問 39 の「今後、地域活動・ボランティア活動に取り組んでいきたいと考えていますか。」では、「3 取組みたいが、できない」「4 あまり取組みたくない」という方の理由を、これまでは聞いていたと思うのですが、やはり理由を聞かないと、その後の政策に反映できないのではないかと思います。簡略化する部分と、政策にきちんと反映するためには、簡略化しない部分があると良いと感じました。

(委員)

おっしゃるとおりですね。

(委員)

全体にかかることですが、多くの一般市民を対象にこの調査がなされます。他人事ではなく、コロナの中で色々な面で苦しんだことを率直に答えていただいて、また、支え合って狛江の福祉を良くしていくための調査であるという依頼の仕方や目的の説明を、子どもたちも含めて、入れていただければと思います。

(委員)

現段階で資料として提供できる依頼文はありますか。

(事務局)

依頼文はありますが、まだお見せできる段階までできていません。

(委員)

依頼文をどのような書き方するかは結構大事ですね。先日介護保険推進市民協議会で会長もおっしゃっていましたが、依頼文の書き方はとても大事です。

(委員長)

今回対象者は5万人です。8万人のうち5万人にいくわけですね。そこは留意したほうが良いと思います。狛江市が一生懸命市民のことを考えての調査ということと、新型コロナウイルス感染症がまん延して本当に皆さん困っています。他人事ではなく、皆さんの不安ごとを聞きたいという大前提を入れつつ、それぞれのセクションの説明、特に再犯のところはやはり気を付けた方が良いでしょうと思います。どうしても行政の調査は、これについてどう思いますか、という質問が多いのですが、先ほど委員がおっしゃったように、何が必要だと思うか聞くと良いと思います。結構他の自治体は聞いていると思います。狛江市であれば、委員が言いたいのではないかと想像しますが、皆さんが気軽に集まれる場所や居場所、といういくつかの選択肢があっても良いと思います。アンケートで出るかどうか分かりませんが、全国共通で、自治会、町会、民生委員、ボランティア、NPOの活動がこの3年間、新型コロナウイルス感染症のまん延でかなり脆弱化したのです。私は全国でコミュニティソーシャルワーカーの研修をやってきましたが、孤独死が増えています。23区の監察医務院では、8%増えています。これは民生委員の声かけ等がまだできていないことが理由として挙げられます。既にデータも出ているのです。そのため今回の狛江市の計画は、まずやはりコロナ禍からの再生ですね。1回やめた集まりを復活させるというのは、なかなか大変だと思いますが、復活するところはありますし、新しい活動も出てくる可能性もあります。高齢者の方が行っていたサロンは、かなり休止していると現場からは聞きます。民生委員の充足率が95%以上になると聞きましたけど、多摩市は20%から30%は欠員のようです。そういった意味では先ほど委員がおっしゃった具体的などころの要望、地域活動は確かに大事になってくると思います。

(事務局)

先ほどの再犯防止のところですが、問28の前に、今度、再犯防止推進計画検討委員会の委員になられる学識の方と調整した中で、やはり市民の中で犯罪を犯して出所された方に対する意識の差という部分はかなりあります。そういう方が地域に帰ってこられることに対して拒否反応のある方もやはりいらっしゃいますので、特に、自治体で再犯防止を進めるにあたって、犯罪を犯した方に対するイメージなどをまず聞いた上で、その認識を踏まえて、設問を構築していった方が良いでしょうのではないか、ということをおアドバイスとして受けております。それが現在まだ反映できてない状態での設問となっております。当然設問数も限られてくる中ではありますが、その中で、委員がおっしゃられたようなこと、あとは当然先ほど委員がおっしゃったように、前提として丁寧な説明というものをさせていただいた上で、設問の組み立て等を再度調整させ

ていただいて、改めて、委員長とも調整させていただければと思います。

また、その後委員がおっしゃった部分をもっともなところが多いかと思います。その部分については、訂正させていただきたいと考えております。＜G＞地域の支え合いについて ですが、こちらを加えた趣旨としては、何らかの形で大きな成果指標を設定にできるようにするために、少し抽象的な問を入れさせていただいたという趣旨がございます。その部分については、コンサルともどのような設問が適切なのかも含めて引き続き調整させていただいて、委員がおっしゃられたような趣旨も踏まえ、設問の内容を調整して参りたいと考えております。

(委員)

先ほどから皆さんがおっしゃっているように、どうしてこのアンケートを取るのかという趣旨が、おそらくこれを初めて見た人は分からないと思います。私がつっかえたのは、何で再犯防止の質問があるのか、ということです。また、最後に地域の支え合いについて、で終わらせているのですが、特に再犯防止については何のためのアンケートなのか分かるようで分からないというところもあるので、はじめにもう少し説明があると良いと思います。例えば、「このアンケートはコロナ禍からの再生も含めた、こういう趣旨のもとにアンケートを取りたいと思ってます。ご協力ください。」という感じですが。それと最後の問 39 で「あなたは、今後、地域活動・ボランティア活動等に取り組んでいきたいと考えていますか。」という設問だけで終わってるのは、私は少し足りない感じがしました。例えば、取組みたいと考えていますと回答した方に「具体的にどのような取組みをしたいと考えていますか。」というような質問を、項目を掲げるのか、記述式にするのか、検討の必要もあると思いますが、そこまで聞かないと思います。一般的によくこのようなアンケートはありますが、具体的にどうしたらいいとあなた考えてらっしゃいますか、と答えを引き出したいと私は思いました。他の委員もおっしゃっていたように、具体的にどうするのか、というところまで持っていく方が良いと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。今いただいたご意見も踏まえて、事務局の方で、コンサルとも調整させていただいて、説明を考えさせていただきます。

(委員長)

今回 LINE でということですが、これはスマートフォンでできるということですね。一つ答えると、次が出てくるのでしょうか。

(事務局)

説明が足りず申し訳ございません。何問かごとにページが切り替わりますが、間によっては、はいと答えると、はいと答えた人のみの設問が出るというような形で表示されるものもあります。

(委員長)

私も最近グーグルフォームで学生も含めて、オンラインで調査をやり始めていたり、依頼したりしますが、ラジオボタンを押すだけで答えられますよね。スマートフォンでも簡単にできますか。

(事務局)

はい。

(委員長)

それが大きいですね。郵送調査を自治体が行うと、回収率は40%から50%なのです。回答者は圧倒的に60歳以上が多いです。これは非常に実験的ですけど、30代40代あたりがどれだけ答えて意見が反映できるのか、個人的には非常に期待しています。高齢者は別で介護保険と含めて調査を郵送で行います。やはり高齢者サービスなど関心が高いと思います。今まで正直私は、日本の福祉というのは、20代、働き盛りの人たちの声を聞いていないと思います。そのルートは開発しきれていないと思います。個人的な意見ですが。だから、少子化なのですよね。欧米諸国に比べて、家族関係支出は半分です。そういう意味では、若い人たちの意見を年代でクロスできますので、是非それを意識していただいて、期待を込めて、結果を楽しみにしたいと思います。

よほど偏りがあれば、予算を使うのはもったいないので、高齢者調査もまたやると思いますから。こういったことを定例化して、市民の方にも慣れていただくと良いと思います。あと、普通は一番最後のところに自由記述で、狛江の福祉についてご要望がありますかという設問を、2～3行で良いと思うのであっても良いと思います。

今日のご意見を踏まえながら、最終的には事務局と、私も最後確認させていただきます。12月末に開始ですね。学校の方はできますか。同時でなくても良いと思います。

(事務局)

学校始まってからになります。

(委員長)

そうですね。教育委員会とも調整していただければと思います。

(委員)

子どもの市民調査ですが、iPadでの回答になると思うのですが、こういった表示ではなく絵や子供が喜ぶような背景ですとか、ゲーム感覚か何かを取り入れることはできませんか。

(事務局)

大変申し訳ございません。市で使っているロゴフォームですと、青と黄色の画面がある形で、飾り気はございません。今回のお示しした子ども調査は、小学校4年生が回答するには難しい表現等が多々見受けられますので、この部分についてはできる限り平易にしたり、設問数はある程度減らします。小学生と中学生向けにある程度分けた方が良いのではないかと、先ほど委員長からお話もいただいておりますので、その辺りは調整して対応させていただきますが、かわいくすることは難しいです。

(委員長)

絵文字はだめですか？

(事務局)

ちょっとした画像を入れたりとかでしたらできた気がします。できる限り答えたいものを目指していきたいと思います。

(委員)

おそらくこのアンケートは学校でやっていただくということなので、回答率としては子どもの方が高くなるのではないかと思います。市民一般の方は設問数がかなりの数なので、クリアするのに結構時間がかかりますし、途中でやめてしまう人も出てくるのではないかと考えています。先ほど他の委員もおっしゃったように、興味が湧くように導くやり方ですとか、「コロナ禍で皆さん生活が大分変わりましたよね。市の方ではこういうことを考えてますので、ぜひご回答いただきたいです。」というような、何のための調査なのか趣旨が分かると、回答する意欲が湧いてくると思います。

また、これは少し無理な意見ですが、例えば、商品開発とかで、アンケートに答えてくださった方の中から何人かにプレゼント、といった形で調査されるときがありますよね。それに私はよく乗っかって回答しています。

(委員長)

主婦感覚ですね。

(委員)

それはやはり市としては考えていないですか。

(事務局)

今後の課題ですね。

(委員)

商品開発などのアンケートでしたら、そういったことは可能でしょうが、市役所としては難しいです。活動に参加していただいた方にはポイントを差し上げます、というようなことは、健康部門でも始めましたが、それも市役所では今までありえなかったことです。調査に答えてこれがついてきます、というところまでは市役所では難しいです。

(委員長)

難しいのが、これでやってしまうとこれからずっとやらなくてはいけないということです。

(委員)

そのため、すごく商品は少なくなります。若い人はこういったものにつられる可能性が非常に高いので、回答率を上げるためにも、色々な方向から考えても良いのではないかと思います。

(委員長)

抽選も難しいですよ。番号をつけなくてはいけなくなります。

(委員)

学校が始まってからおっしゃっていましたが、学校でアンケートにタブレットで回答できるのはいいのですが、学校に来てない子が回答する機会が得られない可能性が高いと思います。学校でタブレットを持ち帰らせていないところが多いので、このアンケートを一番聞きたい子たちが、アンケートを見る機会もない可能性があるので、そちらを配慮して、皆さんがアンケートに答えられるようにしていただきたいです。

(委員)

学校はタブレットを持ち帰らせていないのですか。

(事務局)

学校によります。今ご指摘の点も、教育委員会などと調整させていただきながら、学校によっては、不登校の子でも iPad を持ち帰って授業を受けているという子もいらっしゃるようですので、どのような形でできるか検討させていただければと思います。ご指摘ありがとうございました。

(委員長)

不登校の子にも配慮していただければと思います。

(委員)

私からも子ども市民調査について2点ほど追加で意見があります。「問7 ふだんどれくらい外出しますか。」について、市民一般調査のひきこもり調査と対応した項目になるかと思いますが、対象を小学4年生から中学3年生に設定するのであれば、ひきこもり調査というよりは不登校調査になるのかと思います。今後改編していただくのだと思いますが、「問7-3 その状態になったきっかけは何ですか。」の「その状態」というのはおそらく不登校を指すので、不登校がきっかけというのはどうなのかなと思いました。文科省が行っている不登校調査の不登校になったきっかけも参考にしながら、選択肢を少し工夫できると良いかと思っています。

もう1点、ヤングケアラーに関してですが、以前の委員会で、高校生が対象になってないことについて、LINEの登録の中には高校生もいるということですが、高校生がどうなるのかという質問が一つと、やはりヤングケアラーの調査を本格的に行うのであれば、学校では調査できないにしても、高校生も回答者の対象にすべきかと思います。また、国が行っているヤングケアラーの調査では「問13 家族の中にあなたがお世話をしている人がいますか。」という設問について、ここでは選択肢がある・いないになっていますが、国の調査では「現在はいないが過去にいた」という選択肢も、大学生を対象にした調査ですが、あると思います。ケアは長期化するケアもあれば、比較的短期で終わるけれども当事者にとってはかなり大変なケア、ということもあると思うので、「現在はいないが過去にいた」という選択肢も入れても良いのではないかと思います。そのあとの進み方は「いる」と同じで良いと思います。

先ほど他の委員もおっしゃっていた、私も以前発言させていただいた不登校の子もたちも回答できる機会を、というところもそうですし、例えばゆうゆう教室にも呼びかけをするのですとか、そういったことを教育委員会とも連携していただければと思います。また、どうしても学校で行うとなると、先生たちもノルマ的に全部答えさせ

なければ、となると思うのですが、質問内容的にどうしても学校では答えにくい内容も多く含まれると思います。まして隣に友達がいて、下手したら覗き込まれるかもしれない状況で、先生にもなるべく早く回答しなさいと言われる中で、なかなか本当のことが書けないということも起こり得ると思います。先ほどタブレットを持ち帰れないという話もありましたが、ロゴフォームはおそらく途中で保存ができるかと思いませんので、答えにくい項目については持ち帰って回答しても良いとするですとか、その辺りの工夫がなされると良いと思っています。

関連して、調査方法についての質問です。LINE 以外でも市のホームページで、回答先の二次元コードが表示されたりするのでしょうか。それとも LINE だけでやるのでしょうか。

(事務局)

あくまで通知を LINE でさせていただきまして、LINE の中からリンクで飛べるようにしますが、ホームページに載せること自体は技術的に何も問題ございませんので、そちらについては対応させていただきたいと思っております。

(委員)

高校生へのヤングケアラーの調査は狛江高校にお願いできないでしょうか。都立狛江高校の校長に依頼をして、例えば、全員でなくて良いので何人か抽出して回答していただくということは不可能ではないのでしょうか。狛江高校に結構お願い事していること多いですね。例えば成城学園と今協定結んだりしているわけですね。そういうところと話し合ってみるなど、工夫で何とか乗り切れるかもしれないので、少しここは工夫してください。

(事務局)

分かりました。狛江高校と調整してみます。

(委員長)

国の調査は高校何年生まででしたでしょうか。学年があったような気がします。そこも調べていただければと思います。確か大学生ぐらいまで対象だったと思います。高校生は狛江高校にお願いするので良いと思いました。

(委員)

大学生は成城学園と包括協定結んでいます。成城大学が適しているかは分かりませんが、もしかしたらいるかもしれないということで、大学生の声を拾うという意味で

は良いと思います。近くに専修大学や日本女子大学などありますが、なかなかハードルが高いと思いますので。

(委員長)

大学生は20歳を超えていますので無理をしなくてもと思いますが、高校生は都立ですし、おそらく校長、副校長はヤングケアラー問題に関心を持っているのではないかと思います。

(事務局)

お願いにあがって調整させていただきます。

(委員長)

そのときに大事なのは、このデータを個人情報なしでお返しします、というところですね。他にはいかがでしょうか。

(委員)

事務的なことで申し訳ないのですが、市民一般調査は回答に必要な時間を説明文の中に入れていただければと思います。

(事務局)

承知いたしました。事務局で一度回答を行ってみて、どの程度かかるのかということも踏まえて、回答の時間等も入れさせていただきたいと考えております。

(委員長)

小学校4年生は本当に工夫が必要なもので、福祉政策課でプレテストを是非子ども目線で行っていただきたいと思います。次回の委員会で、調査結果の概要をご準備できるのではないかと思います。LINEで行うのはデータ処理も全体的に早くできるというプラスもあるという気がしています。

では次の議事に移ります。

(4) その他

(委員長)

その他について、事務局からよろしくをお願いします。

(事務局)

【資料7】【資料8】に基づき説明

(委員長)

本日は皆さん貴重なご意見ありがとうございました。

来年度に向けて、いよいよ計画の具体的な策定作業に入ってるかと思います。先ほども申し上げましたが、今回のこの計画はやはり、日本全国そうだと思いますが、狛江市の地域福祉のコロナ禍からの再生ということをどのように図っていくかということだと思います。狛江市の皆さんの普段の暮らしから感じた点、そしてそれをどう再構築していくかという、大事なタイミングで作成する計画になると思いますし、そうして参りたいと思います。また皆さんの貴重なご助言、ご意見をいただきたいと思っています。

それはよろしいでしょうか。

(特になし)

では本日の市民福祉推進委員会はここで閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

(了)

令和5年度市民福祉推進委員会 全体工程表

回数	開催日時	開催方法	開催時間	開催場所	内容（案）
第1回	令和5年 5月12日（金）	通常開催 (Web参加も可)	午後7時00分～	防災センター4階 会議室（402・403）	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査結果について報告 第5次地域福祉計画等の各施策に関する事業（取組み）の検討 他
第2回	令和5年 7月21日（金）	通常開催 (Web参加も可)	午後7時00分～	防災センター4階 会議室（401・402）	<ul style="list-style-type: none"> あいとぴあレインボープラン（地域福祉計画）進捗管理報告書の検討 第5次地域福祉計画等の各施策に関する事業（取組み）の確定 第5次地域福祉計画等の基本理念、基本目標及び施策体系（重点施策を含む。）の検討 他
◆ 住民懇談会（9月）					
第3回	令和5年 10月10日（火）	通常開催 (Web参加も可)	午後7時00分～	防災センター4階 会議室（402・403）	<ul style="list-style-type: none"> あいとぴあレインボープラン（地域福祉計画）進捗管理報告書の検討・確定 第5次地域福祉計画等の基本理念、基本目標及び施策体系（重点施策を含む。）の確定 地域福祉計画（案。中間答申前）の確定 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案。中間答申前）の承認 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児童福祉計画（案。中間答申前）の承認 第2期成年後見利用促進事業計画（案。中間答申前）の承認 第2次重層的支援体制整備事業実施計画（案。中間答申前）の承認 第1期再犯防止推進計画（案。中間答申前）の報告 他
◆ 中間答申 ⇒ ◆ パブリックコメント ◆ 市民説明会（11～12月）					

回数	開催日時	開催方法	開催時間	開催場所	内容
第4回	令和6年 2月22日(木)	通常開催 (Web参加も可)	午後7時00分～	防災センター4階 会議室(402・403)	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント及び市民説明会の報告 地域福祉計画(最終案)の確定 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(最終案)の確定 障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児童福祉計画(最終案)の確定 第2期成年後見利用促進事業計画(最終案)の確定 第2次重層的支援体制整備事業実施計画(最終案)の確定 第1期再犯防止推進計画(最終案)の報告 他
<p>◆ あいとびあレインボープラン第5次地域福祉計画最終答申、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画最終答申、障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児童福祉計画最終答申、第2期成年後見利用促進事業計画最終答申(第1期再犯防止推進計画最終答申)</p>					

※上記の他、12月及び3月に予備会を開催する可能性があります。開催が決まった際は改めてご連絡いたします。